警 視 庁 警 務 部 長 警 視 庁 交 通 部 長 警 視 庁 生 活 安 全 部 長 各道府県警察(方面)本部長 (参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長警察大学校交通教養部長各管区警察局広域調整担当部長

原議保存期間 5年(令和7年3月31日まで) 有効期間 -種(令和7年3月31日まで)

警察庁丁生企発第502号、丁人発第443号 丁少発第530号、丁交企発第145号 丁規発第110号

令 和 元 年 1 1 月 1 4 日 警察庁生活安全局生活安全企画課長 警 察 庁 長 官 官 房 人 事 課 長 警 察 庁 生活 安 全 局 少 年 課 長 警 察 庁 交 通 企 画 課 長 警 察 庁 交 通 規 制 課 長

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正について(通達) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「法」という。)に基づく 現行の行動計画策定指針は、平成26年に告示されたものであるところ、昨今の情勢変 化等を踏まえ、行動計画策定指針が改正され、本日告示された(令和元年11月14日内 閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交 通省、環境省告示第1号。以下「改正指針」という。別添1)。

改正指針における主な警察関係施策の概要及び行動計画の策定に当たって留意すべき事項は下記のとおりであるから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

- 1 改正指針における主な警察関係施策の概要(別添2)
- (1) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 スマートフォン等の情報機器の普及を踏まえたフィルタリングの普及啓発等
- (2) 安全な道路交通環境の整備 生活道路等における最高速度30キロメートル毎時の区域規制等による安全で安 心な道路空間及び未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等にお ける安全・安心な歩行空間の創出等
- (3) 安全・安心まちづくりの推進等 犯罪等の防止に配慮した環境設計等
- (4) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 交通安全教室や自転車の安全利用の推進等(「未就学児等及び高齢運転者の交 通安全緊急対策」を踏まえること。)
- (5) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 多様な担い手と連携したパトロール活動等の安全対策や学校と警察との橋渡し 役としてのスクールサポーターの活用の推進等(「登下校防犯プラン」を踏まえ
- (6) 被害に遭った子どもの保護の推進 関係機関との役割分担及び連携の推進等
- (7) 児童虐待防止対策の充実 児童虐待の早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応等に向けた関係機関 との連携強化等
- 2 市町村及び都道府県が行動計画を策定するに際して留意すべき事項
- (1) 各都道府県警察にあっては、市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定又は変更の際の検討に参画を求められた場合には、適切に対応すること。
- (2) 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとされていることから(法第10条第1項)、都道府県警察において推進している施策であって市町村においても導入を検討すべきもの等について、都道府県の知事部局等と連携して必要な助言その他

の援助の実施に努めること。

- (3) 次世代育成支援対策地域協議会(法第21条第1項)への警察職員の参加の要請があった場合には、適切に対応すること。
- 3 都道府県警察が特定事業主行動計画を策定するに際して留意すべき事項 特定事業主行動計画(法第19条第1項)の内容に関する事項についても、別添2 のとおり、改正指針八において所要の改正がなされているところ、各都道府県警察 においては、必要に応じて所要の改正を行うこと。

なお、警察庁の特定事業主行動計画である「警察庁におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」(平成31年4月警察庁長官決定)については、本改正指針の趣旨・内容が既に盛り込まれていることから、改正は行わない。

官

1

必要性が示された。

おける活躍、社会的養護の一層の取組等

の必要性が示された。

経済産業省、 行動計画策定指針(平成二十六年内閣府、 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)第七条第一項及び第三項の規定に基づき 国土交通省、環境省告示第一号)の一部を次の表のように変更し、令和二年四月一日か疋指針(平成二十六年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、 同条第五項の規定に基づき公表する。 告示第一号

ら適用することとしたので、 令和元年十一月十四日

国家公安委員会委員長

武田 萩生田光一

内閣総理大臣

国土交通大臣 経済産業大臣 農林水産大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣

赤羽山 紅藤 八山藤 一嘉志 一嘉志

環境大臣

小泉進次郎

制度に基づいた施策の着実な実施や、放 月に取りまとめられた報告書では、社会 度改革国民会議において平成二十五年八 ける活躍、社会的養護の一層の取組等の 世代の地域での子ども・子育て支援にお 休業期間中の経済的支援の強化、中高年 にかけての有機的で連続的な支援、育児 課後児童対策の充実、妊娠期から育児期 要性等の認識の下、子ども・子育て支援 ることや子どもの貧困対策への取組の必 イフ・バランス」を車の両輪として進め も・子育て支援新制度」と「ワーク・ラ 二者択一状況の解決」の必要性や、「子ど ない支援」、「出産・子育てと就業継続の 革として、「妊娠・出産・子育ての切れ目 保障四分野の一つの少子化対策分野の改 二十四年十一月に設置された社会保障制 二十四年法律第六十四号)に基づき平成 成立した社会保障制度改革推進法(平成 さらに、これらの三つの法律と同時に 略)

背景及び趣旨 正 後 1 背景及び趣旨 背景 改 正 (傍線部分は改正部分)

背景

改

さらに、これらの三つの法律と同時に 略

期にかけての有機的で連続的な支援、 年世代の地域での子ども・子育て支援に 児休業期間中の経済的支援の強化、中高 制度に基づいた施策の着実な実施や、 要性等の認識の下、子ども・子育て支援 ることや子どもの貧困対策への取組の必 も・子育て支援新制度」と「ワーク・ラ ない支援」、「出産・子育てと就業継続の 革として、「妊娠・出産・子育ての切れ目 保障四分野の一つの少子化対策分野の改 月に取りまとめられた報告書では、社会 度改革国民会議において平成二十五年八 成立した社会保障制度改革推進法(平成 課後児童対策の充実、妊娠期から子育て イフ・バランス」を車の両輪として進め 二十四年十一月に設置された社会保障制 二十四年法律第六十四号)に基づき平成 二者択一状況の解決」の必要性や、「子ど 放

こうした中、

年には一・四三となり、仕事と子育てが 中的な次世代育成支援対策の取組を実施 の各々が法に基づく十年間の計画的・集 ていく必要がある。 次世代育成支援対策の取組を更に充実し される社会が実現したとまでは言えず、 が変わり、子どもが健やかに生まれ育成 ながら、現在、依然として少子化の流れ の効果が見られたところである。しかし 両立できる雇用環境の整備等が進むなど 去最低を記録したのに対し、平成二十九 については、平成十七年に一・二六と過 することにより、例えば合計特殊出生率 国 地方公共団体、

報

を含めて、仕事と生活の調和の推進に向 策目標も踏まえ、その達成に向けた取組 月二十日閣議決定)の中で定められた政 要である。 けた具体的な取組を進めていくことが重 「少子化社会対策大綱」(平成二十七年三 また、少子化社会対策基本法に基づき、

2 •

策定に関する基本的な事項 市町村行動計画及び都道府県行動計画の (略) 市町村行動計画及び都道府県行動計画

の策定に当たっての基本的な視点

親クラブ、子ども会、自治会を始めと する様々な地域活動団体、 動を行うNPO、子育てサークル、母 活用の視点 地域の担い手や社会資源の効果的な 地域においては、子育てに関する活 社会福祉協

活用の視点

地域の担い手や社会資源の効果的な

議会やベビーシッター等の様々な民間

ていく必要がある。 次世代育成支援対策の取組を更に充実し される社会が実現したとまでは言えず、 の効果が見られたところである。しかし 両立できる雇用環境の整備等が進むなど 年には一・四三となり、仕事と子育てが が変わり、子どもが健やかに生まれ育成 ながら、現在、依然として少子化の流れ 去最低を記録したのに対し、平成二十五 については、平成十七年に一・二六と過

である。 含めて、仕事と生活の調和の推進に向け 平成二十六年度末を期限とするビジョン た具体的な取組を進めていくことが重要 目標も踏まえ、その達成に向けた取組を こととなるが、 に代わる新たな施策の大綱が策定される また、少子化社会対策基本法に基づき、 この中で定められる政策

2 • 略)

策定に関する基本的な事項 市町村行動計画及び都道府県行動計画の

の策定に当たっての基本的な視点 市町村行動計画及び都道府県行動計画

議会やベビーシッター等の様々な民間 親クラブ、子ども会、自治会を始めと 動を行うNPO、子育てサークル、母 する様々な地域活動団体、社会福祉協 地域においては、子育てに関する活 の各々が法に基づく十年間の計画的・集 国、地方公共団体、企業

事業者、児童委員・主任児童委員等が

活動するとともに、高齢者、障害者等

することにより、例えば合計特殊出生率 中的な次世代育成支援対策の取組を実施

こうした中、

地域と学校が連携・協働し、 用することが必要である。その際には、 い手や社会資源を十分かつ効果的に活 ることから、こうした様々な地域の担 や地域に受け継がれる伝統文化等もあ 多く、加えて森林等の豊かな自然環境 児経験豊かな主婦その他の地域人材も 者等もあるほか、子育て支援等を通じ に対するサービスを提供する民間事業 活動するとともに、高齢者、障害者等 事業者、児童委員・主任児童委員等が で子どもの成長を支えていくという視 た地域への貢献を希望する高齢者や育 点が重要である 地域全体

ることから、こうした様々な地域の担

や地域に受け継がれる伝統文化等もあ

い手や社会資源を十分かつ効果的に活

用することが必要である。

多く、加えて森林等の豊かな自然環境 児経験豊かな主婦その他の地域人材も 者等もあるほか、子育て支援等を通じ

に対するサービスを提供する民間事業

た地域への貢献を希望する高齢者や育

(9) (10)

略

3 策定の時期等 市町村行動計画及び都道府県行動計画

を一期として策定するものとされてい て策定することが望ましい。 年度から令和元年度までを計画期間とし る。一回目に策定される市町村行動計画 市町村行動計画等は五年ごとに、五年 (前期計画) については、平成二十七

とが重要である までを後期計画の期間として策定するこ 行った上で、令和二年度から令和六年度 に係る必要な見直しを令和元年度までに 画等(後期計画)については、前期計画 また、二回目に策定する市町村行動計

> 重要である。 童館、公民館、 童養護施設等及び保育所の活用や、 る各種の公共施設の活用を図ることも び第四十八条の三の規定を踏まえた児 また、児童福祉法第四十八条の二及 学校施設等を始めとす 児

(9) (10) (略)

3 市町村行動計画及び都道府県行動計画 策定の時期等

年度から平成三十一年度までを計画期間 等(前期計画)については、平成二十七 る。一回目に策定される市町村行動計画 を一期として策定するものとされてい として策定することが望ましい。 市町村行動計画等は五年ごとに、五年

画等(後期計画)については、前期計画 成三十六年度までを後期計画の期間とし でに行った上で、平成三十二年度から平 に係る必要な見直しを平成三十一年度ま て策定することが重要である また、二回目に策定する市町村行動計

4 5 (略)

4.5 (略)

他の計画との関係

6

他の計画との関係

果的である。とりわけ、子どもの

を活用した取組を進めることが効

世代育成支援に関する事項を定めるもの 同条第二項に規定する市町村計画をい 九条第一項に規定する都道府県計画及び 法律(平成二十五年法律第六十四号)第 計画(子どもの貧困対策の推進に関する 第十一条第二項第三号に規定する自立促 第百七条第一項に規定する市町村地域福 が必要である。 との間の調和が保たれたものとすること は都道府県が策定する計画であって、次 う。)その他の法律の規定により市町村又 子育て支援事業計画、子どもの貧困対策 る市町村障害者計画をいう。)、子ども・ 府県障害者計画及び同条第三項に規定す 十四号)第十一条第二項に規定する都道 進計画をいう。以下同じ。)、障害者計画 福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号) 自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦 る都道府県地域福祉支援計画をいう。)、 祉計画及び同法第百八条第二項に規定す 会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号) (障害者基本法 (昭和四十五年法律第八 市町村行動計画等は、地域福祉計画(社

官

内容に関する事項 市町村行動計画及び都道府県行動計画の 市町村行動計画

地域における子育ての支援

エ 子どもの健全育成

(**7**) 健全育成 用した地域の協力による子どもの 児童館や青少年教育施設等を活

関する活動を行うNPO、地域ボ 童委員、主任児童委員、子育てに 育施設、学校等の社会資源及び児 上で、児童館、公民館、青少年教 ランティア、子ども会、自治会等 また、子どもの健全育成を図る 四

兀

内容に関する事項 (1)市町村行動計画 地域における子育ての支援

関する活動を行うNPO、地域ボ 童委員、主任児童委員、子育てに 上で、児童館、公民館、青少年教 また、子どもの健全育成を図る 学校等の社会資源及び児

条第一項に規定する計画をいう。)その他 う。以下同じ。)、障害者計画(障害者基 和が保たれたものとすることが必要であ 援に関する事項を定めるものとの間の調 が策定する計画であって、次世代育成支 の法律の規定により市町村又は都道府県 画(子どもの貧困対策の推進に関する法 事業計画、都道府県子どもの貧困対策計 害者計画をいう。)、子ども・子育て支援 計画及び同条第三項に規定する市町村障 十一条第二項に規定する都道府県障害者 本法(昭和四十五年法律第八十四号)第 三十九年法律第百二十九号)第十一条第 域福祉支援計画をいう。)、自立促進計画 及び同法第百八条に規定する都道府県地 第百七条に規定する市町村地域福祉計画 会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号) 二項第三号に規定する自立促進計画をい (母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和 市町村行動計画等は、地域福祉計画(社 (平成二十五年法律第六十四号) 第九

市町村行動計画及び都道府県行動計画の

子どもの健全育成 用した地域の協力による子どもの 健全育成 児童館や青少年教育施設等を活

ランティア、子ども会、自治会等

開放等を一層推進することが望ま 負担軽減を図りつつ、 用した官民連携等の工夫により、 的な管理運営、業務委託や指定管 等の活用、教育委員会による一元 制度(コミュニティ・スクール) 機会の提供を行っており、積極的 年の活動拠点として、自然体験活 年教育施設は、地域における青少 動の拠点や居場所として、積極的 児童館は、中学生、高校生も含め 健全育成の拠点施設の一つである 管理事務における学校や教職員の 理者制度による民間事業者等も活 学校においては、学校運営協議会 な活用を図ることが重要である。 動を始めとする多様な体験活動の 実施することも重要である。青少 者に対する子育て支援を積極的に また、子どもとその保護者が自由 促進するよう配慮するなど、保護 な活用を図ることが重要である。 た地域の全ての子どもの遊び、活 に交流できる場を提供し、交流を 学校施設の

(1)

新・放課後子ども総合プラン

新・放課後子ども総合プラン(以 成三十年九月十四日に公表した 活動を行うことができるよう、平 全ての小学生が放課後等を安心か 活の場を確保するとともに、次代 を担う人材を育成する観点から、 家庭にいない小学生の遊び及び生 ため、保護者が労働等により昼間 を着実に推進することが重要であ つ安全に過ごし、多様な体験及び 仕事と子育ての両立を支援する 「新・放課後プラン」という。)

> 施設の開放等を推進することが望 る。学校においては、教職員の自 的な活用を図ることが重要であ の機会の提供を行っており、積極 活動を始めとする多様な体験活動 少年の活動拠点として、自然体験 少年教育施設は、地域における青 活用を図ることが重要である。青 動拠点として、児童館の積極的な 地域における中学生・高校生の活 施することが重要である。また、 護者への子育て支援を積極的に実 を計画的に提供するとともに、保 の開催等、親子の触れ合いの機会 絵本の読み聞かせや食事セミナー 用できる自由な交流の場として、 児童館が、子育て家庭が気軽に利 健全育成の拠点施設の一つである 果的である。とりわけ、子どもの を活用した取組を進めることが効 主的な参加・協力を得つつ、学校

(1)活動を行うことができるよう、 全ての小学生が放課後等を安心か を担う人材を育成する観点から、 活の場を確保するとともに、次代 家庭にいない小学生の遊び及び生 ため、保護者が労働等により昼間 つ安全に過ごし、多様な体験及び 「日本再興戦略」改訂二〇一四」 放課後子ども総合プラン 仕事と子育ての両立を支援する

決定)に記載された「放課後子ど も総合プラン」に基づき、 (平成二十六年六月二十四日閣議 官

る。特に、小学校の余裕教室等を に児童福祉法第六条の三第二項に 児童福祉法第六条の三第二項に 規定する事業をいう。以下同じ。) 規定する事業をいう。以下同じ。) 規定する事業をいう。以下同じ。) 力で学習や体験・交流活動等を行して学習や体験・交流活動等を行して学習や体験・交流活動等を行して学習や体験・交流活動等を行いて学習や体験・交流活動等を行いて学習や体験・交流活動等を行いため、かず対対な、放果後見

について検討し、市町村行動計画 する児童への対応に関する方策等 員会と福祉部局の具体的な連携に 方策、 連携による実施に関する具体的な 放課後子供教室の一体的な、又は 和五年度に達成されるべき目標事 子供教室の一体的な実施に係る令 成されるべき目標事業量並びに放 童健全育成事業の令和五年度に達 課後子供教室の実施に係る教育委 る放課後児童健全育成事業及び放 に、放課後児童健全育成事業及び 課後児童健全育成事業及び放課後 に盛り込むことが重要である。 このため、 (箇所数) を設定するととも 小学校の余裕教室等におけ 特別な配慮を必要と 市町村は、放課後児

E

長に係る取組や高齢者等の地域の悪施に当たっては、必要に応じ、希望する幼稚園や総合型地域スポーツクラブ等の地域の社会資源の活用を検討するとともに、その運営に当たっては、関所時間の延

の参画を得て、放課後等に全ての子どもたちを対象として学習や体子どもたちを対象として学習や体育実に推進することが重要である。その際、小学校の余裕教室等る。その際、小学校の余裕教室等る。その際、小学校の余裕教室を活用し、これらの事業を可能な限り一体的に実施することが望ましい。

児童健全育成事業及び地域住民等

ることが重要である。

た効果的・効率的な取組を推進す

人材の活用等、地域の実情に応じ

平成三十一年度までの整備計画 関する具体的な方策、教育委員会 するとともに、放課後子供教室の 並びに放課後児童健全育成事業及 町村子ども・子育て支援事業計画 行動計画に盛り込むことが重要で る方策等について検討し、市町村 と福祉部局の具体的な連携に関す 連携した実施に関する具体的な方 放課後子供教室の一体的な、又は べき目標事業量(箇所数)を設定 する平成三十一年度に達成される び放課後子供教室を一体的に実施 の平成三十一年度の量の見込み) に定める放課後児童健全育成事業 に達成されるべき目標事業量(市 童健全育成事業の平成三十一年度 このため、市町村は、放課後児 小学校の余裕教室等の活用に 放課後児童健全育成事業及び

略

また、放課後児童健全育成事業 の実施に当たっては、教育委員会 と福祉部局が連携して小学校の余 格教室等を活用することを基本と し、既に放課後児童健全育成事業 し、既に放課後児童健全育成事業

で で で で で で で で で で の 事業を可能な の 事業を可能な で の 事業を可能な で の 事業を可能な

の整合性の確保に十分に留意する 動の機会を提供する事業を実施す 教育法(昭和二十四年法律第二百 ことが重要である。 と新・放課後プランの事業計画と 村は地域学校協働活動の実施計画 滑かつ効果的な実施を図るため地 啓発その他必要な措置を講ずるこ 校との連携協力体制の整備、普及 るに当たっては、地域住民等と学 後子供教室を含む地域学校協働 域学校協働活動を全国的に推進す ることとされた。このため、市町 域学校協働活動推進員を委嘱でき 七号)が改正、同年四月に施行さ るため、平成二十九年三月に社会 放課後子供教室については、 また、地域学校協働活動の円 市町村の教育委員会は、 放課

オ・カ (略)

確保及び増進 母性並びに乳児及び幼児等の健康の

略)

業の推進に必要な保健師、助産師、看 りに提供する母子健康包括支援センターでのに提供する母子健康包括支援センターをいする母子健康包括支援センターをいする母子健康包括支援センターをいする母子健康包括支援センターをいする母子健康包括支援センターをいする母子健康包括支援センターをいる。以下同じ。)を設置し、母子保健さらに、市町村において母子保健さらに、市町村において母子保健さらに、市町村において母子保健さらに、市町村において母子保健さらに、市町村において母子保健さらに、市町村において母子保健さらに、市町村において母子保健さらに、市町村において母子保健さらいる。

オ・カ (略)

確保及び増進 母性並びに乳児及び幼児等の健康の

略)

等の人材が確保されることが重要であいました。 市町村保健センター等市町 さらに、市町村保健センター等市町 さらに、市町村保健センター等市町 さらに

必要に応じ、希望する幼稚園など 必要に応じ、希望する幼稚園など の地域の社会資源の活用を検討す るとともに、その運営に当たって は、開所時間の延長に係る取組や 高齢者等の地域の人材の活用等、 は、開所時間の延長に係る取組や は、開所時間の延長に係る取組や は、開所時間の延長に係る取組や は、開所時間の延長に係る取組や は、開所時間の延長に係る取組や は、開所時間の延長に係る取組や は、開所時間の延長に係る取組や は、開所時間の延長に係る取組や は、開か時間の延長に係る取組や は、開か時間の延長に係る取組や は、開か時間の延長に係る取組や は、関いる。その上で、

士等の人材が確保されることが重要で 護師、ソーシャルワーカー、 管理栄養

ア 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保

切れ目ない支援を提供することが必 母子健康包括支援センターを設置 妊娠期から育児期までにわたる

が必要である。 診査、訪問指導、 聴覚検査、新生児訪問、両親学級、 診、産後ケア、乳幼児健診、新生児 確保されるよう、妊婦健診、産婦健 予防接種等の母子保健における健康 及び乳幼児期を通じて母子の健康が また、妊娠期、出産期、新生児期 保健指導等の充実

防の観点を含め、妊娠期からの継続 施するとともに、児童虐待の発生予 場を活用し、親への相談指導等を実 るため、産後ケア、乳幼児健診等の特に、親の育児不安の解消等を図 要である。 した支援体制の整備を図ることが重

官

験の振り返りの機会の提供や産前・ 産後・育児期の支援の充実が必要で 供等を行うことはもとより、出産体 対する出産準備教育や相談の場の提 実が求められる。妊婦やその家族に 妊娠・出産・育児期の環境整備の充 や育児の状況にも関わることから、 足の程度が、産後のメンタルヘルス さらに、妊娠や出産についての満

イ~オ (略)

子どもの心身の健やかな成長に資す

学校の教育環境等の整備

る教育環境の整備 イ 子どもの生きる力の育成に向けた

る教育環境の整備

7 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保

導等の充実が必要である。 両親学級、予防接種等の母子保健に 幼児期を通じて母子の健康が確保さ おける健康診査、訪問指導、 れるよう、乳幼児健診、新生児訪問、 妊娠期、出産期、新生児期及び乳

親への相談指導等を実施するととも るため、乳幼児健診の場を活用し、 の整備を図ることが重要である。 め、妊娠期からの継続した支援体制 に、児童虐待の発生予防の観点を含 特に、親の育児不安の解消等を図

妊娠・出産・育児期の環境整備の充 足の程度が、産後のメンタルヘルス 育児期の支援の充実が必要である。 験の振り返りの機会の提供や産後・ 供等を行うことはもとより、出産体 対する出産準備教育や相談の場の提 実が求められる。妊婦やその家族に や育児の状況にも関わることから、 さらに、妊娠や出産についての満

子どもの心身の健やかな成長に資す

イ 子どもの生きる力の育成に向けた 学校の教育環境等の整備

の健康教育を推進することが重要

推進するなどの取組の充実が重要 期宿泊体験活動を始めとした多様 協力により、農山漁村における長 とともに、地域と学校との連携・ を要とする道徳教育の充実を図る 等を進め、特別の教科である道徳 の指導方法や指導体制の工夫改善 である。 な体験活動や子どもの読書活動を 豊かな心を育むため、道徳教育

間のネットワークづくり等も重要 校、家庭、地域及び関係機関との 専門家による相談体制の強化、学 校、児童虐待等に対応するために、 また、いじめ、暴力行為、不登

健やかな体の育成

の保持増進に必要な知識や適切な り改善し、また充実させるなど、 活用や地域との連携の推進等によ 部活動についても、外部指導者の ポーツに親しむことができる運動 もに、子どもが自主的に様々なス 指導方法の工夫及び改善等を進 め、優れた指導者の育成及び確保、 習慣、意欲及び能力を育成するた たって積極的にスポーツに親しむ 現状を踏まえ、子どもが生涯にわ 等の現代的課題が指摘されている た昭和五十年から昭和六十年頃ま 子どもに生涯にわたる心身の健康 を図ることが重要である。また、 学校におけるスポーツ環境の充実 生活習慣等を身に付けさせるため でと比べると依然低い水準にあ 子どもの体力は、水準の高かっ 、体育の授業を充実させるとと 生活習慣の乱れや肥満の増加

豊かな心の育成

豊かな心の育成

(1)

組の充実が重要である。 どもの読書活動を推進する等の取 を始めとした多様な体験活動や子 山漁村における長期宿泊体験活動 と学校との連携・協力により、農 教育の充実を図るとともに、地域 等を進め、子どもの心に響く道徳 の指導方法や指導体制の工夫改善 豊かな心を育むため、 道徳教育

ワークづくり等も重要である。 地域及び関係機関との間のネット よる相談体制の強化、学校、家庭、 校等に対応するために、専門家に また、いじめ、暴力行為、不登

健やかな体の育成

ポーツに親しむことができる運動 り、生活習慣の乱れや肥満の増加 健康教育を推進することが重要で 活習慣等を身に付けさせるための 保持増進に必要な知識や適切な生 どもに生涯にわたる心身の健康の 図ることが重要である。また、子 校におけるスポーツ環境の充実を り改善し、また充実させる等、学 活用や地域との連携の推進等によ 部活動についても、外部指導者の もに、子どもが自主的に様々なス め、体育の授業を充実させるとと 指導方法の工夫及び改善等を進 め、優れた指導者の育成及び確保、 習慣、意欲及び能力を育成するた たって積極的にスポーツに親しむ 現状を踏まえ、子どもが生涯にわ 等の現代的課題が指摘されている 子どもの体力が低下傾向にあ

 (\mathbf{I})

信頼される学校づくり

育への支援の充実

である。 学校づくり」を進めることが重要 子どもを育む「地域とともにある 制の充実を図り、社会総がかりで 域学校協働本部等との連携協力体 がら学校運営の改善や、学校と地 保護者や地域住民等の参画を得な ティ・スクール)の活用等により、 学校運営協議会制度(コミュニ

(略)

よる教育力の向上 学校・家庭・地域の連携・協働に

目指すことが重要である。 から、家庭や地域の教育力を総合的 地域社会全体で子どもを育てる観点 割・責任を自覚し、連携・協働し、 学校・家庭・地域がそれぞれの役 家庭の教育力の向上 社会全体の教育力の向上を

報

する支援を強化することも重要で 題を抱えながらも地域から孤立 つ、家庭教育支援を充実させるこ 報の共有化や協働の促進を図りつ が必要な子どもや家庭に関する情 構築し、教育委員会と関係部局の 支援と家庭教育支援の連携体制を 現に向けて、 児期にわたる切れ目ない支援の実 ことが困難な家庭やその親子に対 とが重要である。また、様々な課 妊娠期から学齢期以降までの育 関係機関や関係者の間で支援 自ら相談の場にアクセスする 地域における子育て

> (\mathbf{I}) 保護者や地域住民の参画を得なが 実を図り、社会総がかりで子ども ら学校運営の改善や学校支援の充 ティ・スクール)の活用等により、 校づくり」を進めることが重要で たちを育む「地域とともにある学 信頼される学校づくり 学校運営協議会制度(コミュニ

略

略

家庭や地域の教育力の向上

から、家庭や地域の教育力を総合的 割・責任を自覚し、連携・協力し、 目指すことが重要である。 に高め、社会全体の教育力の向上を 地域社会全体で子どもを育てる観点 学校・家庭・地域がそれぞれの役 豊かなつながりの中での家庭教

育支援を強化することが重要であ 祉等と連携して行う仕組みづくり 訪問や相談対応などを学校及び福 る。また、課題を抱える家庭への コミュニティの協働による家庭教 養成した人材を活用した支援等の 学習機会を充実させるとともに、 れるよう、親子の育ちを応援する なつながりの中で家庭教育が行わ も重要である。 家庭教育の自主性を尊重しつ 地域や学校を始めとする豊か

(1)

地域の教育力の向上

子どもが、自分で課題を見つけ、

ことが重要である。

くことが重要である。 力を、学校、家庭及び地域が相互 ための健康や体力を備えた生きる 豊かな人間性、たくましく生きる 自ら学び主体的に判断し、行動し、 に連携しつつ社会全体で育んでい 人を思いやる心や感動する心等の よりよく問題を解決する力や、他

地域づくりにもつなげることが重 域の教育力を向上させ、 境の整備を図ること等により、地 ニーズに応える地域のスポーツ環 の育成等子どもの多様なスポーツ ツクラブの整備、スポーツ指導者 設の地域開放、総合型地域スポー もの読書活動の機会の積極的な提 然体験等の多様な体験活動や子ど 資源を活用した農林漁業体験や自 林等の豊かな自然環境等、地域の 用した幅広い地域住民等の参画に よる地域学校協働活動の推進、 (コミュニティ・スクール) を活 このため、学校運営協議会制度 世代間交流の推進及び学校施 活力ある 森

の向上につながる活動を展開する 的な生活習慣の確立や生活リズム 的な推進等を通じ、子どもの基本 早起き朝ごはん」国民運動の継続 活リズムの向上を図るため、「早寝 さらに、社会全体で子どもの生 的な生活習慣を育成するための環 普及啓発を推進することが重要で から、企業と連携した生活習慣づ 境を整えることが重要であること るなどの、子どもの望ましい基本 くりや、中高生以上の世代向けの さらに、早寝早起きや朝食を摂

豊かな人間性、たくましく生きる いくことが重要である。 に連携しつつ社会全体で育んんで 力を、学校、家庭及び地域が相互 ための健康や体力を備えた生きる よりよく問題を解決する力や、 自ら学び主体的に判断し、行動し、 人を思いやる心や感動する心等の 地域の教育力の向上 子どもが、自分で課題を見つけ、

ポーツ環境の整備を図ること等に ポーツニーズに応える地域のス 活力ある地域づくりにもつなげる より、地域の教育力を向上させ、 導者の育成等子どもの多様なス ポーツクラブの整備、スポーツ指 校施設の地域開放、総合型地域ス な提供、世代間交流の推進及び学 子どもの読書活動の機会の積極的 自然体験などの多様な体験活動や の資源を活用した農林漁業体験や 森林等の豊かな自然環境等、地域 学校を支える体制づくりの推進、 のパートナーシップの下に地域で 等の協力によって、学校と地域と ことが重要である。 このため、地域住民や関係機関

ることも望ましい。 が自主的に参加するよう働きかけ 連した様々な活動に学校の教職員 また、地域における子育てに関 官

成二十年法律第七十九号)等に基づ きる環境の整備等に関する法律(平

地域住民や関係機関・団体との

に安心してインターネットを利用で ていることを踏まえ、青少年が安全 する子どもの性被害等が問題となっ

用による生活リズムの乱れやコミュ

情報機器の普及とともに、長時間利

略

少年に対するフィルタリングの普及 きるようにするため、保護者及び青 ンターネットを安全・安心に利用で 連携協力体制を整備し、青少年がイ

啓発を推進することが重要である。

後子供教室を着実に推進すること ら、新・放課後プランに基づき、 次代を担う人材を育成する観点か び生活の場を確保するとともに、 昼間家庭にいない小学生の遊び及 が重要である 放課後児童健全育成事業及び放課 さらに、保護者が労働等により

子どもを取り巻く有害環境対策の

器の普及とともに、SNS等に起因 置を働きかけることが重要である。 ら、関係機関・団体やPTA、ボラ 影響が懸念される状況であることか じめについては、子どもに対する悪 の有害情報やインターネット上のい ネット等のメディア上の性や暴力等 ていることに加え、テレビ、インター 激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、 ストア等で、性や暴力等に関する過 ンティア等の地域住民と連携・協力 コンピューターソフト等が販売され 街中の一般書店やコンビニエンス また、スマートフォン等の情報機 関係業界に対する自主的措

> び生活の場を確保するとともに、 昼間家庭にいない小学生の遊び及 び放課後子供教室を着実に推進す 次代を担う人材を育成する観点か ることが重要である。 ら、放課後子ども総合プランに基 、放課後児童健全育成事業及

子どもを取り巻く有害環境対策の

影響が懸念される状況であることか をして、関係業界に対する自主的措 ら、関係機関・団体やPTA、ボラ じめについては、子どもに対する悪 の有害情報やインターネット上のい ネット等のメディア上の性や暴力等 置を働きかけることが重要である。 ンティア等の地域住民と連携・協力 ていることに加え、テレビ、インター 激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、 コンピュータ・ソフト等が販売され ストア等で、性や暴力等に関する過 街中の一般書店やコンビニエンス また、スマートフォン等の新たな

利用できるようにするため、 の連携・協力を強化し、青少年がイ 七十九号)等に基づき、学校、PT 等に関する法律(平成二十年法律第 害等が問題となっていることを踏ま 発を推進する必要がある。 に対するフィルタリング等の普及啓 ンターネットを適切で安全・安心に A等の地域住民や関係機関・団体と ターネットを利用できる環境の整備 え、青少年が安全に安心してイン ニティサイト等に起因する福祉犯被

> 子育てを支援する生活環境の整備 良質な住宅の確保

さらに、保護者が労働等により

よう支援を実施することが望まし 等の世帯の状況に応じて居住できる 帯が必要とする質や広さの住宅(民 出産を希望する若年世帯、子育て世 帯を支援していく観点から、結婚、 間賃貸、公的賃貸、持家)に、収入 な少子化の状況を踏まえ、子育て世 月十八日閣議決定)に基づき、深刻 住生活基本計画(平成二十八年三

R賃貸住宅等の家賃低廉化等により 象とした公営住宅への優先入居、 を活用すること、子育て世帯等を対 促進すること等により民間賃貸住宅 と、子育て世帯等が必要とする良質 公的賃貸住宅への入居を支援するこ により持家の取得を支援することが で魅力的な既存住宅の流通の促進等 て世帯向けにリフォームすることを 具体的には、民間賃貸住宅を子育 U

良好な居住環境の確保

の再生の推進を図ることが望まし の地域の拠点の形成による居住環境 等の適切な実施と、その機会を捉え う、住まいの近くへの子育て支援施 快適な住生活を営むことができるよ 世帯が、地域において安全・安心で むこと、公的賃貸住宅団地の建替え 設の立地誘導等により、地域ぐるみ た子育て世帯の支援に資する施設等 で子どもを育む環境の整備に取り組 住生活基本計画に基づき、子育て

同居・近居の促進を図ることが望ま 子どもを育てることができる三世代 さらに、世代間で助け合いながら

(4)

ア

良質な住宅の確保

住生活基本計画(平成二十三年三

子育てを支援する生活環境の整備

帯を支援していく観点から、既存ス 組を推進することが望ましい。 賃貸住宅の供給を支援するなどの取 な量が確保されないファミリー向け トックを活用しつつ、市場では十分 な少子化の状況を踏まえ、子育て世 月十五日閣議決定)に基づき、深刻

提供を進めることが望ましい。 している民間賃貸住宅に関する情報 育て世帯の入居を受け入れることと 等に積極的に取り組むとともに、子 る入居資格の緩和や優先入居の実施 る世帯に対する公共賃貸住宅におけ 確保を図るため、小さな子どものい また、子育て世帯の居住の安定の

良好な居住環境の確保 住生活基本計画に基づき、

世帯が、地域において安全・安心で 快適な住生活を営むことができるよ 供給支援を行うことが望ましい。 や子育て支援施設を併設した住宅の う、住宅のユニバーサルデザイン化

の対応を図ることが望ましい。 住を希望する子育て世帯のニーズへ 好な住宅市街地の総合的な整備など 職住近接型の市街地住宅の供給と良 により、利便性の高い都心等での居 さらに、特に大都市地域において、

め、内装材等からの化学物質の発生加えて、清浄な空気環境を保つた を確保することが必要である。 防止、換気等について、適正な水準 安全な道路交通環境の整備

活用して進め、歩車が共存する安全 等の整備等の対策をビッグデータを 図る物理的デバイスの設置及び歩道 速度の抑制、通過交通の進入抑制を が望ましい。 で安心な道路空間を創出すること等 また、未就学児を中心に子どもが また、生活道路等において、車両

転車利用環境の創出を推進すること が適切に分離された安全で快適な自 日常的に集団で移動する経路等にお な歩行空間の創出を推進することが いて、歩道等の整備等、安全・安心 さらに、歩行者、自転車、自動車

望ましい。 の駐停車場所の確保等を図ることが 加えて、妊婦等に配慮した道路上

官

が望ましい。

エ・オ (略)

い支援の推進 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目

援を行うことが望ましい。 テージの各段階に応じたきめ細かい支 に応じたニーズに対応し、ライフス ターの設置等、妊産婦等の地域の実情 このため、母子健康包括支援セン

子どもの安全の確保 子どもの交通安全を確保するため

昨今の事故情勢を踏まえた交通安全 安全緊急対策(令和元年六月十八日未就学児等及び高齢運転者の交通 の活動の推進

> 策を推進することが必要である。 確保する観点から、シックハウス対 加えて、室内空気環境の安全性を

安全な道路交通環境の整備

道路空間を創出すること等が望まし 進め、歩車が共存する安全で安心な 等の整備、車両速度を抑制するようまた、生活道路等において、歩道 な物理的デバイスの設置等の対策を

安心な歩行空間の創出を推進するこ とが望ましい。 において、歩道等の整備等、安全・ また、事故の危険性の高い通学路

保に関する関係閣僚会議決定)を踏

望ましい。 の駐停車場所の確保等を図ることが さらに、妊婦等に配慮した道路上

エ・オ (略)

い支援の推進 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目な

行うことが望ましい。 ジの各段階に応じたきめ細かい支援を 応じたニーズに対応し、ライフステー このため、妊産婦等の地域の実情に

子どもの安全の確保

警察、保育所、学校、児童館、関係 子どもの交通安全を確保するため 子どもを交通事故から守るため、

民間団体等との連携・協力体制の強

とが必要である。

(ア) ~ (ウ) 子どもを犯罪等の被害から守るた 略)

めの活動の推進

(ア) ・ (イ) 要である。 るため、次の施策を講ずることが重 まえ、子どもを犯罪等の被害から守 活動等の安全対策の推進及び学校 様な担い手と連携したパトロール の関係機関・団体、事業者等の多 ティア、少年警察ボランティア等 TA等の学校関係者や防犯ボラン と警察との橋渡し役としてのス 学校付近や通学路等におけるP

クールサポーターの活用の推進

組の推進 要保護児童への対応等きめ細かな取

児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見、

早期対応の

第十条の二に規定する拠点をいう。 ども家庭総合支援拠点 絡調整その他の必要な支援を行う子 相談、調査、指導、関係機関との連 支援を行い、児童及び妊産婦の福祉 ため、身近な場所における継続的な に関し、実情の把握、 情報の提供、 (児童福祉法

踏まえ、子どもを交通事故から守る 的な交通事故防止対策を推進するこ 連携・協力体制の強化を図り、総合 ため、警察、道路管理者、保育所、 対策に関する関係閣僚会議決定)を 児童館、関係民間団体等との

> 策を推進することが必要である。 化を図り、総合的な交通事故防止対

月二十二日登下校時の子供の安全確 登下校防犯プラン(平成三十年六 イ 子どもを犯罪等の被害から守るた めの活動の推進 め、次の施策を講ずることが重要で 子どもを犯罪等の被害から守るた

のスクールサポーターの活用の推 び学校と警察との橋渡し役として ロール活動等の安全対策の推進及 の関係機関・団体と連携したパト ティア、少年警察ボランティア等 TA等の学校関係者や防犯ボラン 学校付近や通学路等におけるP

(大) (才)

ウ

取組の推進 要保護児童への対応などきめ細かな

児童虐待防止対策の充実

所の権限や専門性を要する場合に 関係機関との連携強化が望まれる。 期発見、早期対応に努め、児童相談 めることが重要であり、このための して虐待を予防するほか、虐待の早 に把握し、地域の子育て支援を活用 養育支援を必要とする家庭を早期 遅滞なく児童相談所の介入を求

ける切れ目ない子育て支援を活用し う。以下同じ。)等により、地域にお 十九条第一号に規定する事業をい ター、利用者支援事業(支援法第五 以下同じ。)、母子健康包括支援セン

周知することが望ましい

びに市町村の虐待相談対応におけ

る組織的な対応及び適切なアセス

9

相談体制等の強化及び資質の向上 提供すること等を通じた市町村の ている相談対応や援助の技術等を 会等への参加、児童相談所の持つ

を図ることが望ましい

手帳や乳幼児健診の機会等を活用 とを踏まえ、子どもを自宅や車内 律第八十二号)第二条第三号に規 止等に関する法律(平成十二年法 とは、 保護者として監護を著しく怠るこ 用して普及啓発活動を行う。また、 及ぼす悪影響や体罰によらない子 に放置してはならないことを母子 定する行為をいう。)に該当するこ 以下同じ。)、保育所、学校等を活 援拠点事業(児童福祉法第六条の や乳幼児健診の場、地域子育て支 育てに関する理解が社会で広まる するため、体罰や暴力が子どもに 二第六項に規定する事業をいう。 体罰によらない子育て等を推准 ネグレクト(児童虐待の防 母子健康包括支援センター

官

おける相談体制の強化 関係機関との連携及び市町村に

庭支援センターその他の児童福祉 児童相談所、保健センター、保健 を行う要保護児童対策地域協議会 者の参加を得ることが望ましい。 ティア等の民間団体等幅広い関係 医療機関並びにNPO、 施設、学校、教育委員会、 童福祉、母子保健等の担当部局) 体的には、協議会に、市町村(児 及び機能の強化が重要である。具 に情報の収集及び共有により支援 以下 また、協議会の効果的な運営並 市町村における虐待の発生予 児童委員、保育所及び児童家 早期発見、早期対応等のため 地域の関係機関の連携並び 「協議会」という。)の取組 ボラン 警察、

> (1)児童虐待の発生予防、 早期発見

支援につなげることが重要であ 子どもや妊婦の家庭を早期に把握 び育児期に養育支援を必要とする の実施等を通じて、妊娠、出産及 学等の子どもに関する定期的な安 幼児健診未受診者、未就園、不就 期段階における支援等、 全確認や、 を行うべきである。あわせて、乳 要とする子どもや妊産婦への支援 予防、早期発見のため、 市町村における児童虐待の発生 養育支援訪問事業等の適切な 特に支援を必要とする場合に 乳児家庭全戸訪問事業 支援を必 産後の初

体制の構築を図ることが望まし の提供及び共有を行うための連携 関係者等と市町村が効果的に情報 担当部局と母子保健担当部局が緊 を発見した医療機関や学校、福祉 すい仕組みづくりに努めるととも を含めた相談・支援につながりや を促進し、相談窓口の周知・徹底 談窓口や地域子育て支援拠点事業 密な連携を図り、地域における相 に、支援を要する妊婦、 また、市町村において児童福祉 子ども等

機関への専門性を有する職員の配 童対策調整機関等の市町村の関係 メントを確保するため、要保護児

都道府県等が実施する講習

図ることが望まれる。 べきである。これらの取組を通じ、 互に協力して、児童虐待による死 要する場合に児童相談所に適切に ける児童相談所長等への通知を始 の実施が適当と判断した場合にお 援助を求めるほか、都道府県と相 市町村は都道府県との連携強化を 亡事例等の重大事例の検証を行う 発生予防、 児童相談所の専門性や権限を 早期発見、 早期対応

さらに、市町村は、

一時保護等

養育支援訪問事業等の適切な支援 特に支援を必要とする場合には、 家庭を早期に把握するとともに、 支援を必要とする子どもや妊婦の 家庭全戸訪問事業の実施等を通じ 地域の医療機関等との連携、 査や保健指導等の母子保健活動や て、妊娠、出産及び育児期に養育 につなげることが重要である。 虐待の発生予防のため、健康診 、乳児

の連携体制の構築を図ることが重 部局が緊密な連携を図るととも 児童福祉担当部局と母子保健担当 要である。 に情報の提供及び共有を行うため このためには、市町村において 医療機関等と市町村が効果的

(ウ)

児童虐待発生時の迅速・的確な

の強化

市町村における相談支援体制

討すべきである。 把握できない家庭については、 努めるとともに、

要である。 項の規定による通告の義務等につ 待の防止等に関する法律(平成十 などを積極的に活用することが重 いて必要な広報その他の啓発活動 予防、早期発見等のため、児童虐 に努めるとともに、児童委員やN 年法律第八十二号)第六条第 さらに、市町村は、虐待の発生 ボランティア等の民間団体

関係機関で情報を共有し、支援の 住民基本台帳等の担当部署や医 待発生のリスクが高い家庭と考 必要性や支援の方針・内容等を検 連携して当該家庭の実態の把握に 係部署等(母子保健、児童福祉) 入を繰り返す家庭等の居住実態が 必要な届出を行わないままに転出 事業など)を受けていない家庭や 市町村内の子どもに関わる関 教育、警察等の関係機関)と 協議会において

(新設)

査や予防接種、乳児家庭全戸訪問 健・福祉サービス(乳幼児健康診 また、乳幼児等を対象とする保

2

関係機関との連携強化

要である。 関が情報の収集及び共有により 童対策地域協議会(以下「協議 支援の内容を協議する要保護児 応するためには、 会」という。)の取組の強化が重 児童虐待に迅速かつ的確に対 地域の関係機

当部局、児童相談所、保健セン 係者の参加を得ることが望まし 度等の庁内関係部局等幅広い関 PO、ボランティア等の民間団 ワンストップ支援センター、N 罪・性暴力被害者支援のための 童委員、民生委員、保育所、 村の児童福祉、母子保健等の担 体並びに生活困窮者自立支援制 暴力相談支援センター、性犯 機関、医師会、歯科医師会、婦 ンターその他の児童福祉施設、 定こども園及び児童家庭支援セ 八相談所、婦人相談員、配偶者 具体的には、 保健所、福祉事務所、 教育委員会、警察、医療 協議会に、市町

要保護児童対策調整機関(以下 置かれた状況を含めた個別ケー 認する。こうした進行管理は、 ともに、その状況を定期的に確 で役割分担の下、支援を行うと スに関し、その状況やアセスメ 行うべきである。 ントの情報を共有し、関係機関 「調整機関」という。)が適切に 協議会においては、子どもの

知識及び技術を有する職員の計 も家庭総合支援拠点に専門的 **画的な人材確保**、 このため、調整機関及び子ど 育成や

子ども家庭総合支援拠点の整備 ども等に対する相談支援を行う

を行うことが重要である。

関係省庁連絡会議決定。以下「新

シラン」という。)に基づき、子

化プラン (平成三十年十二月十 八日児童虐待防止対策に関する

児童虐待防止対策体制総合強

 (\mathbf{I})

市町村が次世代育成支援対策を社会的養護施策との連携

家庭支援センターの活用等、社会に応じて技術的助言等を行う児童護施設等との連携、市町村の求め

府県等が実施する研修・講習会 等への参加を通じた市町村の体 制の強化及び資質の向上を図り、協議会の効果的な運営並び に市町村の虐待相談対応におけ る組織的な対応及び適切なアセ るメントを確保することが重要 スメントを確保することが重要

的養護の地域資源を地域の子ど

て虐待につながることのないよう、利用者支援事業、地域子育で支援拠点事業等の利用を促進するなど、子育で支援サービス等の地域資源の充実を図る。 等の地域資源の充実を図る。 等の地域資源の充実を図る。 等の地域資源の充実を図る。 等の地域資源の充実を図る。 言め、児童相談所及び市町村のさいた子育でといり効率的かつ効果的に行うため、情報通信技術(以下「ICT」という。)の活用による情報共有を進めるべきであ

市町村は、一時保護等の実施 相談所の専門性や権限を要する 相談所の専門性や権限を要する 場合には、遅滞なく児童相談所 への事案送致や必要な助言を求 めるべきである。さらに、都道 府県と相互に協力して、児童虐 待による死亡事例等の重大事例

(ウ)

(ウ) 社会的養護施策との連携が重市町村が次世代育成支援対策を支援事業を実施する児童養護施設支援事業を実施する児童養護施設支援事業を実施する児童養護施設等との連携、市町村の求めに応じ等との連携、市町村の求めに応じ等との連携、市町村の求めに応じて技術的助言等を行う児童家庭支で技術的助言等を行う児童家庭支で技術的助言等を行う児童家庭支

う、必要な措置の実施に努めると 支援事業等が着実に実施されるよ 推進するに際しては、子育て短期

本事業を実施する児童養

ことが重要である。 携し、その積極的な活用、 目した支援を受けることができる 緒に生活しつつ母と子の関係に着 活支援施設については、母子が一 ことが重要である。また、母子生 えるような支援体制の整備をする 関の理解と協力のほか、里親の開 の里親や地域分散化を進める児童 連携が重要である。他方で、地域 も・子育て支援に活用するための 能の充実、 ことから、福祉事務所、 より、 発等における都道府県との連携に 拓や里親支援につながる広報・啓 かに成長するためには、市町村、 養護施設等において子どもが健や 婦人相談所等の関係機関と連 地域の中で社会的養護が行 民間団体等の地域の関係機 広域利用の推進を図る 児童相談 支援機

していくよう努めることが重要であ しつつ、総合的な対策を適切に実施 流の促進及び経済的支援策につい 眼を置き、子育て・生活支援策、就 ビスの展開と自立・就業の支援に主 定を踏まえて、きめ細かな福祉サー 子及び父子並びに寡婦福祉法等の規 もの健全な育成を図るためには、母 加している中で、母子家庭等の子ど 六条第五項に規定する母子家庭等 て、地域の母子家庭等の現状を把握 業支援策、 (以下「母子家庭等」という。)が増 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 養育費の確保策、 面会交

> 実、広域利用の推進を図ることが その積極的な活用、支援機能の充 ら、福祉事務所、児童相談所、 援を受けることができることか しつつ母と子の関係に着目した支 設については、母子が一緒に生活 要である。また、母子生活支援施 な支援体制の整備をすることが重 域の中で社会的養護が行えるよう ける都道府県との連携により、地 支援につながる広報・啓発等にお と協力のほか、 間団体等の地域の関係機関の理解 するためには、市町村、 等において子どもが健やかに成長 地域分散化を進める児童養護施設 要である。他方で、地域の里親や 重要である。 人相談所等の関係機関と連携し、 里親の開拓や里親 学校、

の推進
の推進

等の現状を把握しつつ、総合的な対 眼を置き、 策を適切に実施していくよう努める 的支援策について、地域の母子家庭 業支援策、 ビスの展開と自立・就業の支援に主 定を踏まえて、きめ細かな福祉サー 子及び父子並びに寡婦福祉法等の規 もの健全な育成を図るためには、母 加している中で、母子家庭等の子ど 六条第四項に規定する母子家庭等 ことが重要である。 (以下「母子家庭等」という。)が増 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 養育費の確保策及び経済 子育て・生活支援策、 就

略

(略)

ウ 障害児施策の充実等

実に努めることが重要である。 どもとその家族等に対する支援の充 域の障害児等特別な支援が必要な子 保育所等訪問支援の活用を通して地 福祉、教育等の各種施策の円滑な連 供が重要である。また、保健、医療、 等に応じた専門的な医療や療育の提 成医療)の給付のほか、年齢や障害 近な地域で安心して生活できるよう よる地域支援・専門的支援の強化や ともに、児童発達支援センター等に 援を含めた教育支援体制の整備等の 携により、在宅支援の充実、就学支 にする観点から、自立支援医療(育 な子どもの健全な発達を支援し、身 貫した総合的な取組を推進すると また、障害児等特別な支援が必要

分野の支援を調整するコーディネー 療的ケア児」という。)が身近な地域 を要する状態にある障害児(以下「医 員等の配置を推進することが重要で ターとして養成された相談支援専門 合的な支援体制の構築に向け、関連 で必要な支援を受けられるよう、総 その他の日常生活を営むために医療 人工呼吸器を装着している障害児

適切な支援等を行うことが重要であ ら一人一人の教育的ニーズに応じた とともに、専門家等の協力も得なが 育士等の資質や専門性の向上を図る 子どもが自立し、社会参加をするた の発達障害を含む障害のある子ども 注意欠陥多動性障害(ADHD)等 めに必要な力を培うため、教員、保 その可能性を最大限に伸ばし、当該 については、障害の状態に応じて、 また、自閉症、学習障害(LD)、

略

ゥ

在宅支援の充実、就学支

どもとその家族等に対する支援の充 保育所等訪問支援の活用を通して地 供が重要である。また、保健、医療、 等に応じた専門的な医療や療育の提 実に努めることが重要である 域の障害児等特別な支援が必要な子 よる地域支援・専門的支援の強化や ともに、児童発達支援センター等に 援を含めた教育支援体制の整備等の 携により、 福祉、教育等の各種施策の円滑な連 成医療)の給付のほか、年齢や障害 近な地域で安心して生活できるよう にする観点から、自立支援医療(育 な子どもの健全な発達を支援し、身 貫した総合的な取組を推進すると

ら一人一人の教育的ニーズに応じた とともに、専門家等の協力も得なが 適切な支援等を行うことが重要であ 育士等の資質や専門性の向上を図る めに必要な力を培うため、教員、保 その可能性を最大限に伸ばし、当該 の発達障害を含む障害のある子ども 注意欠陥多動性障害(ADHD)等 子どもが自立し、社会参加をするた については、障害の状態に応じて、 さらに、自閉症、学習障害(LD)、

障害児施策の充実等

2

都道府県行動計画

また、障害児等特別な支援が必要

新・放課後プラン

(1)

という。)の整備を促進していくた 童健全育成事業及び放課後子供教 事業に係る研修の実施回数を含む 道府県は、地域の実情に応じた両 ことが重要である。このため、都 委員会と福祉部局との連携を図る 資質の向上を図るとともに、教育 子供教室に参画する者の確保及び 育成事業に従事する者及び放課後 づく取組を円滑に進め、放課後児 実施方法等、 市町村が新・放課後プランに基 (以下この付において「両事業」 都道府県は、放課後児童健全 両事業の実施に係る

ア〜ウ 地域における子育ての支援

(1)

地域における子育ての支援

ア〜ウ

(略)

エ 子どもの健全育成

健全育成

子どもの健全育成の拠点施設で

用した地域の協力による子どもの

児童館や青少年教育施設等を活

都道府県行動計画

エ 子どもの健全育成 用した地域の協力による子どもの 健全育成 児童館や青少年教育施設等を活

始めとする多様な体験活動の機会 動の拠点として、自然体験活動を 施設は、地域における青少年の活 が重要である。また、青少年教育 連携・協力体制の構築を図ること 場として役割を果たすことができ と場の提供を行っており、 な広報活動及び関係機関等の間の 系的な研修や人材の養成、効果的 るよう、計画的な施設の整備、体 また、子育て家庭の自由な交流の び、活動の拠点や居場所として、 含めた地域の全ての子どもの遊 ある児童館が、中学生、 な活用を図ることが重要である。 子どもの健全育成の拠点施設で 高校生も 積極的

> 的な施設の整備、体系的な研修や を果たすことができるよう、計画 生・高校生の活動拠点として役割 な交流の場や地域における中学 ある児童館が、子育て家庭の自由

人材の養成、効果的な広報活動及

を行っており、積極的な活用を図 多様な体験活動の機会と場の提供 して、自然体験活動を始めとする 域における青少年の活動の拠点と る。また、青少年教育施設は、地 制の構築を図ることが重要であ び関係機関等の間の連携・協力体

ることが重要である。

放課後子ども総合プラン

福祉部局との具体的な連携に関す 研修の実施方法等、教育委員会と 都道府県は、地域の実情に応じた ることが重要である。このため、 育委員会と福祉部局との連携を図 び資質の向上を図るとともに、教 後子供教室に参画する者の確保及 全育成事業に従事する者及び放課 ため、都道府県は、放課後児童健 後子供教室の整備を促進していく 放課後児童健全育成事業及び放課 ラン」に基づく取組を円滑に進め、 る方策等について検討し、都道府 市町村が「放課後子ども総合プ

教育委員会と福祉部局との具体的

才

13

略

意することが重要である^{*}

嘱できることとされた。このため、 の円滑かつ効果的な実施を図るた 講じることや、 民等と学校との連携協力体制の整 を実施するに当たっては、地域住 校協働活動の機会を提供する事業 施行され、都道府県の教育委員会 推進するため、平成二十九年三月 研修を実施することが望ましい。 係る人材の養成等のための合同の 共有等を行う観点から、 学校の教職員等との間での情報の と総称する。)の資質の向上を図る 員や地域ボランティア等) (以下こ 画する者(地域学校協働活動推進 事する者及び放課後子供教室に参 児童支援員となるための研修のほ である。研修については、放課後 県行動計画に盛り込むことが重要 る方策等について検討し、都道府 を必要とする児童への対応に関す 施計画と新・放課後プランの事業 都道府県は地域学校恊働活動の実 とともに、両事業の従事者等と小 の代において「両事業の従事者等」 な連携に関する方策、 計画との整合性の確保に十分に留 に社会教育法が改正、 放課後子供教室を含む地域学 地域学校協働活動を全国的に 放課後児童健全育成事業に従 地域学校協働活動推進員を委 普及啓発その他必要な措置を 放課後子供教室について 地域学校協働活動 特別な配慮 同年四月に 両事業に

才

略

児童支援員となるための研修のほ 県行動計画に盛り込むことが重要 等のための合同の研修を実施する 画する者の資質の向上を図るとと 事する者及び放課後子供教室に参 である。研修については、放課後 ことが望ましい。 放課後子供教室に係る人材の養成 もに、情報の共有等を行う観点か 放課後児童健全育成事業及び 放課後児童健全育成事業に従

> (2)確保及び増進 母性並びに乳児及び幼児等の健康の

> > 母性並びに乳児及び幼児等の健康の

健施策等の充実が図られる必要があ 図りつつ、都道府県内における母子保 医療、福祉及び教育の分野間の連携を 確保及び増進を図る観点から、保健、

切れ目ない妊産婦・乳幼児への保

る等周産期医療体制の整備を進める 周産期救急情報システムの整備を図 新生児及び妊産婦に対応するため、 環として、周産期医療を必要とする 育てることができる環境づくりの ことが重要である。 安心して子どもを生み、健やかに

強化を図るための取組を充実させる とができるよう、設置の促進や充実 わたる切れ目ない支援を提供するこ を設置し、妊娠期から育児期までに 提供する母子健康包括支援センター スと子育て支援サービスを一体的に ことが重要である。 市町村において、母子保健サービ

健診、 の解決に向けた取組を充実させるこ 市町村間における格差の解消や課題 把握等を行い、市町村と連携しつつ、 広域的かつ専門的な立場から課題の われているが、都道府県としては、 導等の事業の多くは市町村により行 おける健康診査、訪問指導、保健指 両親学級、予防接種等の母子保健に 健診、新生児聴覚検査、新生児訪問、 確保されることが重要である。妊婦 及び乳幼児期を通じて母子の健康が とが重要である。 また、妊娠期、 産婦健診、産後ケア、乳幼児 出産期、 母性並びに乳児及び幼児等の健康の

(2)医療、福祉及び教育の分野間の連携を 確保及び増進を図る観点から、保健、 確保及び増進

母性並びに乳児及び幼児等の健康の

略

られる必要がある。

図りつつ、母子保健施策等の充実が図

切れ目ない妊産婦・乳幼児への保

周産期救急情報システムの整備を図 環として、周産期医療を必要とする る等周産期医療体制の整備を進める 新生児及び妊産婦に対応するため、 育てることができる環境づくりの一 ことが重要である。 安心して子どもを生み、健やかに

専門的な立場から課題の把握等を行 多くは市町村により行われている 防接種等の母子保健における健康診 児健診、新生児訪問、両親学級、予 重要である。 決に向けた取組を充実させることが が、都道府県としては、 確保されることが重要である。乳幼 及び乳幼児期を通じて母子の健康が また、妊娠期、 訪問指導、保健指導等の事業の 市町村と連携しつつ、 出産期、 広域的かつ 新生児期

略

ことが必要である 産・育児期の環境整備を充実させる 市町村と連携を図りつつ、妊娠・出 や育児の状況にも関わることから、 足の程度が、産後のメンタルヘルス さらに、妊娠や出産についての満

た保健対策の充実 学童期・思春期から成人期に向け

対策の充実等を進めることが重要で 題であり、その重要性を認識し保健 どもの心身の健康に関する重要な課 思春期における課題は、次世代の子 十代の自殺や性、不健康やせ等の

の心のケアを進める相談体制を充実 等に取り組むことのほか、 の兆候の早期発見、原因の早期解消 童生徒の問題行動の未然防止や自殺 域活動団体等の幅広い関係者が、 保健·福祉関係者、教育関係者、 させることが重要である。 十代の自殺死亡率の減少に向け、 児童生徒 児

官

ウ・エ (略) 小児医療の充実

を推進することが重要である。 整備並びに小児の症状等に関する相 者を受け入れる小児救急医療体制の よう小児医療の充実を図ること、特 安心して医療サービスを受けられる 談体制の整備及び住民への普及啓発 に、休日・夜間における小児救急患 子どもが地域において、いつでも

費助成を実施することが必要であ 療が長期間にわたり医療費の負担が子どもの健全育成の観点から、治 の保護者に対して、引き続き、 高額となる小児慢性特定疾病児童等 小児慢性特定疾病対策の推進 医療

> 産・育児期の環境整備の充実が必要 や育児の状況にも関わることから、 足の程度が、産後のメンタルヘルス 市町村と連携を図りつつ、妊娠・出 である。

> > 含め、着実に実施することが重要で 等自立支援事業について任意事業も ることから、小児慢性特定疾病児童 ついては、その自立支援が重要であ

含め、着実に実施することが重要で 等自立支援事業について任意事業も ることから、小児慢性特定疾病児童 ついては、その自立支援が重要であ

さらに、妊娠や出産についての満

また、小児慢性特定疾病児童等に

また、小児慢性特定疾病児童等に

た保健対策の充実 学童期・思春期から成人期に向け

対策の充実等を進めることが重要で 題であり、その重要性を認識し保健 どもの心身の健康に関する重要な課 思春期における課題は、次世代の子 十代の自殺や性、不健康やせ等の

オ ウ・エ 小児医療の充実

安心して医療サービスを受けられる 者を受け入れる小児救急医療体制の よう小児医療の充実を図ること、特 整備を推進することが重要である。 に、休日・夜間における小児救急患 子どもが地域において、いつでも

力 療が長期間にわたり医療費の負担も子ともの健全育成の観点から、治 高額となる小児慢性特定疾病児童等 施することが必要である。 の保護者に対して、医療費助成を実 小児慢性特定疾病対策の推進

③ 子どもの心身の健やかな成長に資す

る教育環境の整備 学校の教育環境等の整備 子どもの生きる力の育成に向けた

略)

(イ) (ア) (略)

期宿泊体験活動を始めとした多様 協力により、農山漁村における長 とともに、地域と学校との連携・ を要とする道徳教育の充実を図る 等を進め、特別の教科である道徳 の指導方法や指導体制の工夫改善 な体験活動や子どもの読書活動を 豊かな心を育むため、道徳教育 豊かな心の育成

間のネットワークづくり等も重要 校、家庭、地域及び関係機関との 専門家による相談体制の強化、学 校、児童虐待等に対応するために、 また、いじめ、暴力行為、不登 推進するなどの取組の充実が重要

である。

や家族の意見等も踏まえつつ、 について、小児慢性特定疾病児童等 おいて、関係者の間で地域における 慢性疾病児童等地域支援協議会等に ある。当該事業を実施する際には、 童等や家族の疾病等の理解を深める 体制の整備や、小児慢性特定疾病児 を共有するとともに、必要な支援策 小児慢性特定疾病対策に関する課題 などの自立支援が必要である。 行期にある小児慢性特定疾病児童等 における医療従事者間の連携等支援 、適切に医療を提供するため、地域 さらに、小児期から成人期への移 である。 まえつつ、検討していくことが必要 について、患者・家族の意見等も踏 を共有するとともに、必要な支援策 小児慢性特定疾病対策に関する課題 おいて、関係者の間で地域における 慢性疾病児童等地域支援協議会等に ある。当該事業を実施する際には、

していくことが必要である。

③ 子どもの心身の健やかな成長に資す る教育環境の整備

イ 子どもの生きる力の育成に向けた 学校の教育環境等の整備

(略)

豊かな心の育成

組の充実が重要である。 どもの読書活動を推進する等の取 を始めとした多様な体験活動や子 山漁村における長期宿泊体験活動 と学校との連携・協力により、農 教育の充実を図るとともに、地域 等を進め、子どもの心に響く道徳 の指導方法や指導体制の工夫改善 豊かな心を育むため、道徳教育

ワークづくり等も重要である。 地域及び関係機関との間のネット よる相談体制の強化、学校、家庭、 校等に対応するために、専門家に また、いじめ、暴力行為、不登 官

(才)

(略)

略

子どもの体力は、水準の高かっけ 健やかな体の育成

の健康教育を推進することが重要 生活習慣等を身に付けさせるため の保持増進に必要な知識や適切な 子どもに生涯にわたる心身の健康 を図ることが必要である。また、 学校におけるスポーツ環境の充実 り改善し、また充実させるなど、 部活動についても、外部指導者の ポーツに親しむことができる運動 もに、子どもが自主的に様々なス 指導方法の工夫及び改善等を進 め、優れた指導者の育成及び確保、 たって積極的にスポーツに親しむ 現状を踏まえ、子どもが生涯にわ 等の現代的課題が指摘されている でと比べると依然低い水準にあ 活用や地域との連携の推進等によ た昭和五十年から昭和六十年頃ま 体育の授業を充実させるとと 生活習慣の乱れや肥満の増加 意欲及び能力を育成するた

| 信頼される学校づくり

学校運営協議会制度(コミュニディ・スクール)の活用等により、ティ・スクール)の活用等により、保護者や地域住民等の参画を得ながら学校運営の改善や、学校と地域学校協働本部等との連携協力体制の充実を図り、社会総がかりで子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を進めることがある学校づくり」を進めることがある学校づくり」を進めることが

(才)

略 略

ゆ 健やかな体の育成

図ることが必要である。また、子 指導方法の工夫及び改善等を進 等の現代的課題が指摘されている 保持増進に必要な知識や適切な生 どもに生涯にわたる心身の健康の 校におけるスポーツ環境の充実を り改善し、また充実させる等、 部活動についても、外部指導者の ポーツに親しむことができる運動 もに、子どもが自主的に様々なス め、優れた指導者の育成及び確保、 習慣、意欲及び能力を育成するた たって積極的にスポーツに親しむ 現状を踏まえ、子どもが生涯にわ 健康教育を推進することが重要で 活習慣等を身に付けさせるための 活用や地域との連携の推進等によ 子どもの体力が低下傾向にあ 体育の授業を充実させるとと 生活習慣の乱れや肥満の増加 学

信頼される学校づくり

(I)

イ 地域の教育力の向上

略)

よる地域学校協働活動の推進、森田した幅広い地域住民等の参画に てのため、学校運営協議会制度

よる教育力の向上 学校・家庭・地域の連携・協働に

ゥ

家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協働し、 地域社会全体で子どもを育てる観点 地域社会全体で子どもを育てる観点 に高め、社会全体の教育力の向上を に高め、社会全体の教育力の向上を

家庭の教育力の向上

目指すことが必要である。

育への支援の充実

家庭教育の自主性を尊重しつ

地域や学校を始めとする豊か

豊かなつながりの中での家庭教

に高め、社会全体の教育力の向上を

から、家庭や地域の教育力を総合的

地域社会全体で子どもを育てる観点割・責任を自覚し、連携・協力し、

学校・家庭・地域がそれぞれの役

活リズムの向上を図るため、「早寝活リズムの向上を図るため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の継続的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる活動を展開することが重要である。

はつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する 学習機会を充実するとともに、養 学習機会を充実するとともに、養 成した地域人材を活用した支援等 成した地域人材を活用した支援等 成した地域人材を活用した支援等 のコミュニティの協働による家庭へ ある。また、課題を抱える家庭へ の訪問や相談対応などを学校及び 福祉等と連携して行う仕組みづく りが重要である。 ちらに、早寝早起きや朝食を摂 さらに、早寝早起きや朝食を摂 さらに、早寝早起きや朝食を摂 さらに、早寝早起きや朝食を摂 さらに、早寝早起きや朝食を摂

るなどの、子どもの望ましい基本るなどの、子どもの望ましい基本場を整えることが重要であることがら、企業と連携した生活習慣づから、企業と連携した生活習慣づから、企業と連携した生活習慣づから、企業と連携した生活習慣づから、企業と連携した生活習慣づから、企業と連携した生活習慣づから、から、全人で、中高生以上の世代向けの「母の発を推進することが重要である。

地域の教育力の向上

校を支える体制づくりの推進、森等の協力によって、学校と地域の等の協力によって、学校と地域のこのため、地域住民や関係機関

株等の豊かな自然環境等、地域の 大学である。 大学である。 大学である。。

さらに、保護者が労働等によりというに、保護者が労働等により、び生活の場を確保するとともに、び生活の場を確保するとともに、が、大代を担う人材を育成する観点から、新・放課後児童健全育成事業及び放課後児童健全育成事業及び放課後児童健全育成事業及び放課が重要である。

官

推進 子どもを取り巻く有害環境対策の

海中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過ストア等で、性や暴力等に関する過ごが情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピューターソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措をして、関係業界に対する自主的措をして、関係業界に対する自主的措

林等の豊かな自然環境等、地域の林等の豊かな自然環境等、地域のともつなげるというでは、世代間交流の推進及び学校提供、世代間交流の推進及び学校提供、世代間交流の推進及び学校提供、世代間交流の推進及び学校提供、世代間交流の推進及び学校提供、世代間交流の推進及び学校提供、世代間交流の推進及び学校提供、世代間交流の推進及び学校が記り、地域の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させ、より、地域の教育力を向上させ、より、地域の教育力を向上させ、おり、地域の教育力を向上させ、おり、地域の教育力を向上させ、

また、地域における子育てに関が自主的に参加するよう働きかけることも望ましい。 ることも望ましい。 ならに、保護者が労働等によりを目間家庭にいない小学生の遊び及昼間家庭にいない小学生の遊び及昼間家庭にいない小学生の遊び及昼間家庭ともに、保護者が労働等によりることも望ましい。 が代を担う人材を育成する観点か次代を担う人材を育成する観点から、「放課後子ども総合プラン」にある。

住生 子どもを取り巻く有害環境対策の することが重要である。

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過ストア等で、性や暴力等に関する過ストア等で、性や暴力等に関する過いることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけることが重要である。

また、スマートフォン等の情報機器の普及とともに、SNS等に起因する子どもの性被害等が問題となっていることを踏まえ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力体制を整備し、青少年との連携協力体制を整備し、青少年との連携協力体制を整備し、青少年との連携協力体制を整備し、青少年との連携協力体制を整備し、青少年との連携協力体制を整備し、青少年がインターネットを安全・安心に利用できるようにするため、保護者及問である。

用による生活リズムの乱れやコミュ

情報機器の普及とともに、長時間利

また、スマートフォン等の新たな

(略)

ア 良質な住宅の確保 子育てを支援する生活環境の整備

住生活基本計画に基づき、深刻な 少子化の状況を踏まえ、子育て世帯 を支援していく観点から、結婚、出 産を希望する若年世帯、子育て世帯 が必要とする質や広さの住宅(民間 が必要とする質や広さの住宅(民間 が必要とする質や広さの住宅(民間 が必要とする質である。に、収入等 の世帯の状況に応じて居住できるよ の世帯の状況に応じて居住できるよ

で魅力的な既存住宅の流通の促進等 で魅力的な既存住宅の流通の促進等 と、子育て世帯等が必要とすることを で魅力的な既存住宅の流通の促進等 で魅力的な既存住宅の流通の促進等 で魅力的な既存住宅の流通の促進等 で魅力的な既存住宅の流通の促進等

住生活基本計画に基づき、子育て良好な居住環境の確保

う、住まいの近くへの子育て支援施快適な住生活を営むことができるよ世帯が、地域において安全・安心で

及啓発を推進する必要がある。 上学・サイト等に起因する福祉犯被 大、青少年が安全に安心してイン ターネットを利用できる環境の整備 学に関する法律等に基づき、学校、 「学に関する法律等に基づき、学校、 「学に関する法律等に基づき、学校、 「学に関する法律等に基づき、学校、 「学に関する法律等に基づき、学校、 「学に関する法律等に基づき、学校、 「学に関する法律等に基づき、学校、 「学に関する法律等に基づき、学校、 「学に関するとを踏ま では、一次での連携・団がある。

組を推進することが望ましい。 組を推進することが望ましい。 組を推進することが望ましい。 組を推進することが望ましい。

また、子育て世帯の居住の安定の 確保を図るため、小さな子どものいる世帯に対する公共賃貸住宅における入居資格の緩和や優先入居の実施 等に積極的に取り組むとともに、子 育て世帯の入居を受け入れることと している民間賃貸住宅に関する情報

イ 良好な居住環境の確保

う、住宅のユニバーサルデザイン化快適な住生活を営むことができるよ世帯が、地域において安全・安心で住生活基本計画に基づき、子育て

の再生の推進を図ることが望まし の地域の拠点の形成による居住環境 等の適切な実施と、その機会を捉え むこと、公的賃貸住宅団地の建替えで子どもを育む環境の整備に取り組設の立地誘導等により、地域ぐるみ た子育て世帯の支援に資する施設等

同居・近居の促進を図ることが望ま 子どもを育てることができる三世代 さらに、世代間で助け合いながら

を確保することが必要である。 防止、換気等について、適正な水準 め、内装材等からの化学物質の発生加えて、清浄な空気環境を保つた 安全な道路交通環境の整備

理的デバイスの設置及び歩道等の整抑制、通過交通の進入抑制を図る物 路空間を創出すること等が重要であ い、歩車が共存する安全で安心な道 路側帯の設置・拡幅等の対策を行 三十キロメートル毎時の区域規制や 備等の対策を進めるほか、最高速度 ビッグデータを活用した車両速度の 府県公安委員会と道路管理者が連携 し、信号機の新設・高度化、並びに また、生活道路等において、都道

官

な歩行空間の創出を推進することが いて、歩道等の整備等、 日常的に集団で移動する経路等にお さらに、歩行者、自転車、自動車 また、未就学児を中心に子どもが 安全・安心

転車利用環境の創出を推進すること が適切に分離された安全で快適な自 が望ましい。

エ・オ

(略) (略)

(5) (6)

17

好な住宅市街地の総合的な整備など 策を推進することが必要である 確保する観点から、シックハウス対 の対応を図ることが望ましい。 住を希望する子育て世帯のニーズへ 職住近接型の市街地住宅の供給と良 により、利便性の高い都心等での居 さらに、室内空気環境の安全性を また、特に大都市地域において、

安全な道路交通環境の整備

る安全で安心な道路空間を創出する 拡幅等の対策を行い、歩車が共存す ル毎時の区域規制や路側帯の設置・ 物理的デバイスの設置等の対策を進 の整備、車両速度を抑制するような し、信号機の新設・高度化、歩道等府県公安委員会と道路管理者が連携 めるほか、最高速度三十キロメート こと等が重要である。 また、生活道路等において、都道

路において、歩道等の整備等、安全・ とが望ましい。 安心な歩行空間の創出を推進するこ さらに、事故の危険性の高い通学

(略)

エ・オ

(5) (6)

略)

供給支援を行うことが望ましい。 や子育て支援施設を併設した住宅の

対策を推進することが必要である。 強化を図り、総合的な交通事故防止 係民間団体等との連携・協力体制の 管理者、保育所、学校、児童館、関 通事故から守るため、市町村、道路 安全緊急対策を踏まえ、子どもを交 未就学児等及び高齢運転者の交通

イ 子どもを犯罪等の被害から守るた めの活動の推進

クールサポーターの活用の推進 と警察との橋渡し役としてのス 活動等の安全対策の推進及び学校 様な担い手と連携したパトロール の関係機関・団体、事業者等の多 ティア、少年警察ボランティア等 TA等の学校関係者や防犯ボラン 学校付近や通学路等におけるP (略)

(才) (工)

略

組の推進 要保護児童への対応等きめ細かな取

児童虐待防止対策の充実

り、「「都道府県社会的養育推進計画 どもを守る体制の充実が重要であ 携し、情報を共有して地域全体で子 が重要である。また、福祉、保健、 れ目ない総合的な対策を講ずること 応、子どもの保護及び支援、 は、発生予防から早期発見、 への指導及び支援等の各段階での切 児童虐待から子どもを守るために 教育、警察等の関係機関が連 、早期対 保護者

子どもの安全の確保

の活動の推進 子どもの交通安全を確保するため

略

の施策を講ずることが重要である。 もを犯罪等の被害から守るため、 登下校防犯プランを踏まえ、子ど 次

(才) (工) 略

ウ (略)

(8) 取組の推進 要保護児童への対応などきめ細かな

どもを守る体制の充実が重要であ 医療、教育、警察等の関係機関が連 とが重要である。また、福祉、保健、 れ目のない総合的な対策を講ずるこ 応、子どもの保護及び支援、保護者 携し、情報を共有して地域全体で子 への指導及び支援等の各段階での切 児童虐待防止対策の充実 児童虐待から子どもを守るために 発生予防から早期発見、 早期対

子どもの安全の確保

の活動の推進 係民間団体等との連携・協力体制の 市町村、保育所、学校、 対策を推進することが必要である。 強化を図り、総合的な交通事故防止 子どもの交通安全を確保するため 子どもを交通事故から守るため、 児童館、関

イ 子どもを犯罪等の被害から守るた (ア) 〜 (ウ) (略)

めの活動の推進 め、次の施策を講ずることが重要で 子どもを犯罪等の被害から守るた

(ア) ・ (イ) (略)

のスクールサポーターの活用の推 び学校と警察との橋渡し役として ロール活動等の安全対策の推進及 の関係機関・団体と連携したパト ティア、少年警察ボランティア等 TA等の学校関係者や防犯ボラン 学校付近や通学路等におけるP

いて計画を策定して推進することが 市町村とも連携しつつ都道府県にお ところのほか、以下の事項に沿って、 計画策定要領」という。)の規定する 省子ども家庭局長通知。以下「推進 日付け子発〇七〇六第一号厚生労働 の策定について」(平成三十年七月六 望ましい。

子どもの権利擁護

ども自身や関係機関が児童福祉審 するため、体罰や暴力が子どもに 議会へ申立てができることについ 子どもの権利擁護の観点から、子 よう、普及啓発活動を行う。また、 育てに関する理解が社会で広まる 及ぼす悪影響や体罰によらない子 議会の活用を促進することが望ま て、周知を行うなど、児童福祉審 体罰によらない子育て等を推進

セスメント等を可能とするための

(1)児童虐待の発生予防、 早期発見

町村との連携及び情報共有によ 取組への支援を行うことが重要で や妊婦の家庭を把握し、市町村等 制の整備等の支援を行うことが重 みを抱える妊婦等に対する相談体 による必要な支援につなげるた 要である。また、医療機関等と市 都道府県は、 必要な環境整備や市町村等の 養育支援を必要とする子ども 妊娠等に関して悩

携を図るため、児童相談所は、 係機関との適切な役割分担及び連児童相談所と市町村その他の関

> 児童相談所の人員体制の強化及び 的には、ケースの組織的な管理及 専門性の向上が重要である。具体 び対応、十分な関わり、適切なア 児童虐待防止対策の中心となる 児童相談所の体制の強化

である。 専門性の確保等を図ることが重要 者への指導及び支援を行うための 職員の適切な配置並びに法的、 学的な専門性を要する対応や保護 医

ることが望ましい。

要である。 整備など機能及び体制の充実が重 別対応できる居室の確保等の環境 護体制の整備の動向を勘案し、個 時保護委託も含めて、社会的養 また、 一時保護所については、

児童福祉施設、学校、教育委員会、び児童家庭支援センターその他の 及び連携の推進 警察、医療機関並びに婦人相談所 保健センター、 れに基づく適切な対応を図るた 係機関との適切な役割分担及びそ 市町村や関係機関との役割分担 児童相談所と市町村その他の関 児童相談所は、市町村を始め、 保健所、保育所及

加えて、

全国児童相談所共通ダ

ケースに関する市町村との積極的 に関与することを前提として、 なケースには児童相談所が主体的 また、都道府県は、対応が困難 することが望ましい。

その他の関係機関との連携を強化

医師 施設、 保育所、認定こども園及び児童家 町村の児童福祉、 係部局の関係者との連携を強化す 活困窮者自立支援制度等の庁内関 ランティア等の民間団体並びに生 トップ支援センター、 暴力被害者支援のためのワンス 力相談支援センター、 庭支援センターその他の児童福祉 当部局、 福祉事務所、 人相談所、婦人相談員、配偶者暴 法医学者等)、 (産科医、 学校、 保健センター、 児童委員、民生委員、 教育委員会、 小児科医、 母子保健等の担 歯科医師、婦 性犯罪・性 N P O 保健所、 、精神科 警察、 ボ

童相談所の積極的な助言及び協議 会関係者向けの研修の実施等によ 協働に努める。協議会における児 なケースには児童相談所が主体的 ケースに関する市町村との積極的 に関与することを前提として、 営を支援することが望ましい。 な情報共有、 協議会の機能強化や効果的運 都道府県は、 支援方針の協議等の 対応が困難

周知や、 対する暴力をなくす運動の機会を 談・支援につながりやすい仕組み 響等に係る啓発活動を推進するこ づくりを進めるとともに、女性に とが重要である。 DVの特性や子どもへの影 「189 (いちはやく)」の SNS等を活用した相

> 支援することが望ましい。 市町村の機能強化や効果的運営を 供すること等により、 いる相談対応や援助の技術等を提 を図るため、 実施や、市町村の相談体制の強化 言及び協議会関係者向けの研修の の協働に努めるとともに、協議会 な情報共有、 における児童相談所の積極的な助 児童相談所の持って 支援方針の協議など 協議会及び

安全確保のための対応を行うこと 活用を含め、 もに、 の関係機関と情報を共有するとと には、 童相談所に対応を求められた場合 い子どもについて、 が重要である さらに、居住実態が把握できな 出頭要求や臨検、 医療・福祉・教育・警察等 子どもの安全確認・ 市町村から児 捜索等の

対応(児童相談所の体制強化等)

児童虐待発生時の迅速・的確な

権利が保障され、

時保護を必要

ついては、子どもの視点に立って、

とする子どもを適切な環境におい

て保護できるよう、

時保護委託

児童相談所の業務の見直しを進め

ることが望ましい。

一時保護所に

19

が行う検証を支援することが重要 ための措置を講じるほか、市町村 例等の重大事例について検証を行

その結果に基づき再発防止の

加えて、児童虐待による死亡事

の充実が重要である。

確保等の環境整備等機能及び体制 も含めて、個別対応できる居室の することが重要である。 学的な専門性確保のための医師の 常時弁護士による指導又は助言の 切な配置、法律関係業務について 健師等を増員するなどの職員の適 なアセスメント等を可能とするた スの組織的な管理及び対応、適切 的には、新プランに基づき、 児童相談所の人員体制の強化及び 配置等の児童相談所の体制を強化 下で対応するための体制整備、 専門性の向上が重要である。具体 児童虐待防止対策の中心となる 児童福祉司、児童心理司、 ケー 保

援を行うための専門性の確保を図 進により、保護者への指導及び支 向上や保護者支援プログラムの推 また、研修等による職員の資質

職員を分けるなどの措置の実施 応を行う職員と保護者支援を行う 務に対する評価の実施や、児童相 ることが望ましい。 談所業務の外部委託等の推進等、 さらに、一時保護等の介入的対 第三者評価等児童相談所の業

> (ウ) 妊婦や子育て家庭の相談体制の

取組への支援を行うことが重要で 等による必要な支援につなげるた より 制の整備、里親及び養子縁組の制 もや妊婦の家庭を把握し、市町村 と市町村との連携及び情報共有に 重要である。また、医療機関 度等の周知等の支援を行うことが みを抱える妊婦等に対する相談体 都道府県は、妊娠等に関して悩 必要な環境整備や市町村等の 小児科、歯科、精神科等)等 養育支援を必要とする子ど

社会的養育の充実・強化

画策定要領の規定するところに沿っ 養育の優先について規定された。こ して位置付けられるとともに、家庭 うした理念を実現するため、 正において、 て推進する。 社会的養育の充実・強化について 都道府県において計画を策定し 平成二十八年の児童福祉法の改 子どもが権利の主体と 推進計

(削る)

11 社会的養護体制の充実 援することが重要である。

じるほか、

市町村が行う検証を支

のある再発防止のための措置を講 的な活用を図るとともに、実効力 結果の関係機関への周知及び積極 特性を踏まえた検証を行い、 亡事例等の重大事例について地域

乳児院及び里親等に限る。) につい 社会的養護の形態(児童養護施設、 ある。具体的には、 環境の形態としていくことが重要で をいう。)もできる限り家庭的な養育 童養護施設、乳児院等における養護 を優先するとともに、施設養護 等」という。)における養護をいう。) る限り家庭的な養育環境で行われる る。このため、 量ともに充実を図ることが重要であ 害の母子等の増加に対応して、質・ 特別な支援が必要な子ども、 アをいう。 護施設及び分園型小規模グループケ グループホーム(地域小規模児童養 ことを目指し、 フケア化するとともに、 (里親及び小規模住居型児童養育事 。) 及び里親等をおおむね三分の 社会的養護の体制整備について (ファミリーホーム)(以下 全ての本体施設を小規模グルー 虐待を受けた子ども、 以下このイにおいて同 社会的養護は、 原則として家庭養護 今後十五年で 本体施設、 障害児等 DV被 「里親 でき 阋

 (\mathbf{I})

大事例の検証 児童虐待による死亡事例等の重 都道府県は、 児童虐待による死

検証

ずつの割合にしていくことを目標と

(削る)

会的養護体制の整備を計画的に推進 に、次の基本的な方向性に沿って社 質の高いケアを目指すことが重

して必要事業量を設定するととも

家庭的養護の推進

里親委託等の推進

リーホーム) も促進することが 模住居型児童養育事業(ファミ 里親の開拓及び里親支援の充実 を行うことが重要である。また、 の研修、 支援センター等と連携し、里親 里親支援専門相談員、児童家庭 市町村や里親支援機関、施設の 重要である。里親支援について より里親委託を推進することが 親の開拓、里親支援の充実等に 先して検討することが原則であ と連携して取り組むほか、小規 と協力を得られるよう市町村等 のため、 社会的養護では里親委託を優 児童相談所が中心となり、 里親等委託率を設定し、里 ・地域や関係機関の理解 相談支援、相互交流等

化の推進 重要である。 施設の小規模化及び地域分散

的なものとなるよう調整して作 策を定めた計画をいう。)と整合 ために取り組むべき具体的な方 の各施設が小規模化等を進める 的な方策を定めた計画をいう。 推進のために取り組むべき具体 護施設及び乳児院の小規模化及 進計画(平成二十七年度から十 ため、 び地域分散化並びに家庭養護の 五年間程度を対象とした児童養 イの柱書きの目標を達成する 家庭的養護推進計画(管内 、都道府県は、都道府県推

要である。さらに、社会的養護体

研修体制を整備することが重

(削る)

保・ 育成 専門的ケアの充実及び人材の確 努めることが望ましい。 域の理解と協力が得られるよう しては、 を推進することが重要である。 定して地域の実情に即した取組 里親等の必要事業量等を設 地域分散化を進めるに際 市町村等と連携し、 地

に沿い、本体施設、グループホー 成することとされており、これ

のため、その必要量を踏まえて養 職員の確保及びその専門性の向上 向上のための取組が重要である。 等への参加等施設職員の支援技術 な職員の配置の推進等専門的ケア 員、心理療法担当職員等の専門的 援専門相談員、 る。このため、 困難な母子には母子生活支援施設 生活指導を要する子どもには児童 期治療施設における心理治療等の じている子どもには情緒障害児短 抱え、日常生活に生きづらさを感 る。特に、 者によるケアや養育が重要であ た人格形成や精神的回復等のた の体制の整備や、 における専門的支援が重要であ た母子や地域での自立した生活が 自立支援施設における社会的自立 に向けた支援が、DV被害を受け 虐待を受けた子ども等の安定し 専門的な知識や技術を有する 社会的養護の担い手となる 不良行為をした子どもや 心理的困難や苦しみを 各施設への家庭支 里親支援専門相談 基幹的職員研修

制についても、情緒障害児短期治

道府県単位での設置、児童養護施 療施設及び児童自立支援施設の都

単位での設置、里親等の市町村単

設及び乳児院等の一定規模の地域

位での複数確保等、重層的で体系

な整備の推進が重要である。

情緒障害児短期治療施設

等のための家族支援の充実や、施

家庭復帰後の虐待の再発防止

育て家庭への支援等の地域支援の 子育て短期支援事業等の地域の子 設による地域の里親等への支援、 家庭復帰に向けた家庭環境の調

備することが重要である。

家族支援及び地域支援の充実

虐待の防止、

親子関係再構築、

(削る)

21

(削る)

設の退所等までに、生活技術の知 地域の実情等を勘案して必要量を 降の措置延長を積極的に活用する 識や経験等自立生活に必要な力を が一般家庭の子どもと同様に社会 以上の設置が望ましい。 送るために必要な支援の体制を整 より育った子ども等が地域生活を 要である。さらに、社会的養護に 見込み、 ホームについて、施設退所者数や 者等の自立を支援する自立援助 ことが望ましい。また、施設退所 ることとならないよう、 能力がないまま施設の退所等をす 備が重要である。他方、 う必要があり、そのための体制整 く基本的な力が得られる養育を行 において自立していけるよう、施 については、各都道府県で一箇所 自立支援の充実 社会的養護により育った子ども 一人の人間として生きてい 設置を推進することが重 十八歳以 自立生活

(削る)

重要である。 実、広域利用の推進を図ることが その積極的な活用、支援機能の充 児童家庭支援センターを積極的に 相談員の配置等施設のソーシャル 庭支援専門相談員や里親支援専門 充実が重要である。このため、 ある母子生活支援施設について 子の関係に着目した支援が可能で 活用することが重要である。さら 人相談所等の関係機関と連携し ワーク機能を強化するとともに 母子が一緒に生活しつつ母と 福祉事務所、児童相談所、 必要な体制整備を図るととも 婦

子どもの権利擁護の強化

の徹底、 が重要である。 の周知等その予防に取り組むこと 虐待の禁止について施設職員等へ めの取組等を進め、被措置児童等 ため、 する措置及びケアの質の向上のた に規定する被措置児童等虐待に対 子どもの権利擁護の強化を図る 児童福祉法第三十三条の十 入所児童等や関係機関

第三者評価の受審を求めることが 推進するとともに、義務化された 虐待が起こった場合の措置等に関 あった場合の対応、被措置児童等 るため、施設ごとの施設運営指針 体制を見直すことが望ましい に対応できる体制を整備するほ て意識を共有するとともに、適切 県においてあらかじめ対応につい る通告や届出の受付、 や里親等養育指針に沿った取組を し、ガイドラインを定め、都道府 また、 さらに、ケアの質の向上を進め 、必要に応じてガイドラインや 被措置児童等虐待に関す 通告等が

望ましい。

官

エウ

障害児施策の充実等

ることが重要である。 備を図るなどの総合的な取組を進め を提供するほか、教育支援体制の整 療機関の確保等を通じ、適切な医療 行うとともに、障害に応じた専門医 門的かつ広域的な観点からの支援を 系的かつ円滑に実施されるよう、専 医療、福祉、教育等の各種施策が体 もに対して、市町村における保健、 障害児等特別な支援が必要な子ど

るための協議の場を設けること等に の支援が受けられるよう、保健所、 の充実を図る必要がある。さらに、 な支援を受けられるよう、支援体制 築することが重要である。 入所施設、障害児相談支援事業所、 病院・診療所、訪問看護ステーショ 害福祉、保育、教育等の各関連分野 心身の状況に応じた保健、医療、障 つき協働する総合的な支援体制を構 より、各関連分野が共通の理解に基 医療的ケア児が身近な地域で必要 障害児通所支援事業所、障害児 学校等の関係者が連携を図

一般事業主行動計画の策定に関する基本

一般事業主行動計画の策定に当たって

- の基本的な視点 いう視点 労働者の仕事と生活の調和の推進と
- なっていることや年次有給休暇取得率 け育児期にある男性で当該割合が高く 十時間以上の雇用者の割合が六.九% (平成三十年)となっており、とりわ また、依然として、週労働時間六

略

Ŧi.

一般事業主行動計画の策定に関する基本

一般事業主行動計画の策定に当たって

の基本的な視点 いう視点 労働者の仕事と生活の調和の推進と

囲に区切り、

計画を策定することが望ま

高くなっていることや年次有給休暇取 わけ子育て期にある男性で当該割合が 十時間以上の雇用者の割合が八.八% (平成二十五年)となっており、とり また、依然として、週労働時間六

エゥ 障害児施策の充実等

備を図る等の総合的な取組を進める 療機関の確保等を通じ、適切な医療 行うとともに、障害に応じた専門医 を提供するほか、教育支援体制の整 門的かつ広域的な観点からの支援を 系的かつ円滑に実施されるよう、専 医療、福祉、教育等の各種施策が体 もに対して、市町村における保健、 ことが重要である 障害児等特別な支援が必要な子ど

2

一般事業主行動計画の計画期間

間をおおむね二年間から五年間までの範 各企業の実情に応じて、次世代育成支援 成二十七年度から令和六年度までの十年 できる期間とすることが必要であり、平 対策を効果的かつ適切に実施することが て、一定の目標が達成されることが望ま 定される必要があり、計画期間内におい の変化や労働者のニーズ等を踏まえて策 い。したがって、計画期間については、 一般事業主行動計画は、経済社会環境

しようとする目標 次世代育成支援対策の実施により達成

するための雇用環境の整備に関する取組 活と家庭生活との両立が図られるように また、各企業における労働者の職業生

る取組を推進していくことが重要であ 取組等働き方・休み方の見直しに資す の削減、年次有給休暇の取得の促進の に鑑み、より一層の時間外・休日労働 が五割程度の水準で推移している現状

(2) (4)

取組の効果という視点

的なメリットが期待できることを理解 プや優秀な人材の確保、定着等の具体 にとっても、当該企業のイメージアッ ことを踏まえつつ、また、個々の企業 業の競争力の向上に資するものである 我が国の経済社会の持続的な発展や企 は、将来的な労働力の再生産に寄与し、 次世代育成支援対策を推進すること 主体的に取り組むことが必要であ

2

一般事業主行動計画の計画期間

の範囲に区切り、 十年間をおおむね二年間から五年間まで 成二十七年度から平成三十六年度までの 対策を効果的かつ適切に実施することが 各企業の実情に応じて、次世代育成支援 しい。したがって、計画期間については、 て、一定の目標が達成されることが望ま 定される必要があり、計画期間内におい の変化や労働者のニーズ等を踏まえて策 できる期間とすることが必要であり、平 一般事業主行動計画は、経済社会環境 計画を策定することが

3 しようとする目標 次世代育成支援対策の実施により達成

活と家庭生活との両立が図られるように するための雇用環境の整備に関する取組 また、各企業における労働者の職業生

る取組を推進していくことが重要であ 取組等働き方・休み方の見直しに資す の削減、年次有給休暇の取得の促進の る現状に鑑み、より一層の所定外労働 得率が五割を下回る水準で推移してい

(略)

取組の効果という視点

である。 理解し、主体的に取り組むことが必要 具体的なメリットが期待できることを アップや優秀な人材の確保、定着等の にとっても、当該企業のイメージー ことを踏まえつつ、また、個々の企業 業の競争力の向上に資するものである 我が国の経済社会の持続的な発展や企 は、将来的な労働力の再生産に寄与し、 次世代育成支援対策を推進すること 親の就業促進のための措置を講ず雇用特別措置や母子家庭等の児童の

促進のための措置を講ずる。

を申し出た者を優先的に採用する再

環境・均等局長が定めた「両立指標に関 重要であるが、この際、厚生労働省雇用 応じ、必要な対策を実施していくことが の状況や課題を把握し、各企業の実情に るとともに、「両立指標に関する指針」に する指針」を活用することも効果的であ も考えられる。 よる評価の結果を目標として定めること

六 一般事業主行動計画の内容に関する事項 雇用環境の整備に関する事項

等を支援するための雇用環境の整備 働者等の職業生活と家庭生活との両立

妊娠中の労働者及び子育てを行う労

エ 育児休業を取得しやすく、 帰しやすい環境の整備

る事項について、労働者に周知す 金、配置その他の労働条件に関す 待遇及び育児休業後における賃 し、労働者の育児休業中における 育児休業に関する規定の周知 育児休業に関する規定を整備

官

当該事項を個別に知らせる。 知ったときに、当該労働者に対し 娠・出産したこと等を事業主が また、労働者やその配偶者が妊

(ウ) ~ (オ) (略)

ス 育児等退職者についての再雇用特 職の際、将来、再就職を希望する旨 別措置等の実施 出産や子育てのために退職し、退

> ることも考えられる。 針」による評価の結果を目標として定め であるとともに、「両立指標に関する指 に関する指針」を活用することも効果的 均等・児童家庭局長が定めた「両立指標 重要であるが、この際、厚生労働省雇用 応じ、必要な対策を実施していくことが の状況や課題を把握し、各企業の実情に

六

一般事業主行動計画の内容に関する事項

雇用環境の整備に関する事項

等を支援するための雇用環境の整備 働者等の職業生活と家庭生活との両立 妊娠中の労働者及び子育てを行う労

帰しやすい環境の整備 育児休業を取得しやすく、

(ア) 待遇及び育児休業後における賃 る事項について、労働者に周知す 金、配置その他の労働条件に関す し、労働者の育児休業中における 育児休業に関する規定の周知 育児休業に関する規定を整備

(略)

を申し出た者を優先的に採用する再 別措置等の実施 雇用特別措置や母子家庭の母の就業 職の際、将来、再就職を希望する旨 育児等退職者についての再雇用特 出産や子育てのために退職し、

(2)

時間外・休日労働の削減

標を定めて実施することが望まし 合には、それを改善するための意識 安易に残業するという意識がある場 策等を検討し、実施する。企業内に 間外・休日労働を削減するための方 るという認識を深め、次のような時 等に伴い臨時的に行われるものであ 時間外・休日労働は、 高い水準で推移していることから、 間にわたり労働する労働者の割合が 啓発等の取組を行う。この場合、 ことのできない業務量の大幅な増加 子育て世代の男性を中心に、長時 通常予見する 目

始めとする労使間の話合いの機会 労働時間等設定改善企業委員会を 労働時間等設定改善委員会及び

(十) 5 (王) (略)

イ 年次有給休暇の取得の促進

イ 年次有給休暇の取得の促進

て実施することが望ましい。 置を講ずる。この場合、 給休暇の取得を容易にするための措 作成すること等職場における年次有 らかじめ聴取し、年間の取得計画を ことや、労働者の取得希望時期をあ どもの学校休業日等に合わせて年次 位付与制度を活用するとともに、子 革を図り、計画的付与制度や時間単 め、年次有給休暇に対する意識の改 有給休暇を取得できるよう配慮する 年次有給休暇の取得を促進するた 目標を定め

働き方の見直しに資する多様な労働

間にわたり労働する労働者の割合が ることが望ましい。 う。この場合、目標を定めて実施す 善するための意識啓発等の取組を行 識を深め、次のような所定外労働を 所定外労働は、本来、例外的な場合 いう意識がある場合には、 施する。企業内に安易に残業すると 削減するための方策等を検討し、実 にのみ行われるものであるという認 高い水準で推移していることから、 子育て世代の男性を中心に、長時

それを改

整備 めとする労使間の話合いの機会の 労働時間等設定改善委員会を始

(1) 5 (I)

る。この場合、目標を定めて実施す 得を容易にするための措置を講ず 取し、年間の取得計画を作成するこ 働者の取得希望時期をあらかじめ聴 革を図り、計画的付与制度や時間単 ることが望ましい と等職場における年次有給休暇の取 位付与制度を活用するとともに、労 め、年次有給休暇に対する意識の改 年次有給休暇の取得を促進するた

(2)働き方の見直しに資する多様な労働

所定外労働の削減

官

される必要があり、計画期間内において、 の変化や職員のニーズ等を踏まえて策定

定の目標が達成されることが望まし

い。したがって、計画期間については、

八

特定事業主行動計画の内容に関する事項

勤務環境の整備に関する事項

超過勤務の縮減

超過勤務の縮減について、これまで

切って計画を実施することが望ましい。 年度までの十年間のうち、一定期間を区 各機関の実情に応じて設定することがで

ウ 度の導入・定着 短時間正社員等の多様な正社員制

につながることから、その導入・定 度については、個々人のライフスタ イルに応じた多様な働き方の選択肢 短時間正社員等の多様な正社員制

テレワーク等の導入

所にとらわれない働き方をいう。以テレワーク(ICTを活用した場 の推進を図る。 働き方である点に着目し、その導入 り、仕事と子育ての両立のしやすい き方の選択肢を拡大するものであ る通勤負担の軽減に加え、多様な働 下同じ。)等は、職住近接の実現によ

略)

七 特定事業主行動計画の策定に関する基本

的な事項

特定事業主行動計画の計画期間

特定事業主行動計画は、経済社会環境

(略)

を区切って計画を実施することが望まし 十六年度までの十年間のうち、一定期間 きるものの、平成二十七年度から平成三 各機関の実情に応じて設定することがで される必要があり、計画期間内において、 の変化や職員のニーズ等を踏まえて策定 定の目標が達成されることが望まし 特定事業主行動計画の計画期間 特定事業主行動計画は、経済社会環境 したがって、計画期間については、

超過勤務の縮減

掲げる措置を実施する。国の機関につ の取組を進めていく必要があり、次に の労働時間短縮対策を更に進め、一層

> ゥ 短時間正社員制度の導入・定着

いては、人事院規則一五―一四(職員

いては、人事院が「超過勤務の縮減に

様な働き方の選択肢につながること 個々人のライフスタイルに応じた多 から、その導入・定着を図る。 短時間正社員制度については、

在宅勤務等の導入

エ

るものであり、仕事と子育ての両立 し、その導入の推進を図る。 のしやすい働き方である点に着目 え、多様な働き方の選択肢を拡大す の実現による通勤負担の軽減に加 らわれない働き方)等は、職住近接 技術(ICT)を活用した場所にと 在宅勤務やテレワーク(情報通信

(略)

七 特定事業主行動計画の策定に関する基本 的な事項

特定事業主行動計画の内容に関する事項

勤務環境の整備に関する事項

掲げる措置を実施する。国の機関につ の取組を進めていく必要があり、次に の労働時間短縮対策を更に進め、一層 超過勤務の縮減について、これまで

> 休暇の取得の促進 (略)

にとどめる。

目標を定めて実施することが望まし 醸成や環境整備を行う。この場合、 じ、年次休暇を取りやすい雰囲気の 周知を図るなど、各職場の実情に応 し、職場の業務予定の職員への早期 次休暇等の計画表を作成することと るため、原則として年初において年 年次休暇の取得の促進 計画的な年次休暇の取得促進を図

を図る。 どもの学校行事等、家族との触れ合 びその家族の誕生日等の記念日や子 まで)等における連続休暇、職員及 ウィーク期間、夏季(七月から九月 いのための年次休暇等の取得の促進 連続休暇等の取得の促進 計画表を活用し、ゴールデン

(7) テレワーク等の推進 ゥ (略)

である点に着目し、その導入の推進を 仕事と子育ての両立のしやすい働き方 き方の選択肢を拡大するものであり、 よる通勤負担の軽減に加え、多様な働 テレワーク等は、職住近接の実現に

(8) (11) 略

略

2

2 (8)

略

略

進を図る

ことを踏まえ、超過勤務時間を最小限 超過勤務命令の上限が設定されている の勤務時間、休日及び休暇)で定める 関する指針」に定める超過勤務の上限 を超えて勤務させないように努めるこ の目安時間(一年につき三百六十時間) と等を通じ、 超過勤務時間を最小限に

アーオ 略)

とどめる

(6) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進 るため、各職場の実情に応じ、四半計画的な年次休暇の取得促進を図 周知を図る等、年次休暇を取りやす 期ごと等の年次休暇の計画表の作成 とが望ましい。 この場合、目標を定めて実施するこ い雰囲気の醸成や環境整備を行う。 及び職場の業務予定の職員への早期

(略)

月から九月まで)等における連続休 取得の促進を図る。 記念日や子どもの学校行事等、家族 との触れ合いのための年次休暇等の 連続休暇等の取得の促進 ゴールデンウィーク期間、夏季(七 職員及びその家族の誕生日等の

ゥ

(7) 働き方の選択肢を拡大するものであ り、仕事と子育ての両立のしやすい働 れない働き方)等は、職住近接の実現 き方である点に着目し、その導入の推 による通勤負担の軽減に加え、多様な テレワーク等の推進 在宅勤務やテレワーク(情報通信技 (ICT) を活用した場所にとらわ

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針(警察関係施策に係る新旧対照表)

背景及び趣旨

- 二 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項 三 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項

現行告示

- 四 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項
- 1 市町村行動計画
- (1) 地域における子育ての支援

ア 地域における子育て支援サービスの充実

- イ 保育サービスの充実
- ウ 子育て支援ネットワークづくり
- エ 子どもの健全育成
- (ア) 児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子ども の健全育成

(略)

あわせて、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推 進することが重要である。また、いじめ問題への対応や少年非行 等の問題を抱える子どもの立ち直り支援、保護者の子育て支援並 びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学 校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体 で対処することが重要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの 整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チーム を編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ま しい。

- (イ) 放課後子ども総合プラン
- オ 地域における人材養成

カその他

- (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

ア 次代の親の育成

イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

- (ア) 確かな学力の向上
- (イ) 豊かな心の育成

(略)

また、いじめ、暴力行為、不登校等に対応するために、専門家 等による相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間 のネットワークづくり等も重要である。

- (ウ) 健やかな体の育成
- (エ) 信頼される学校づくり
- (オ) 幼児教育の充実
- ウ 家庭や地域の教育力の向上
- エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関す

背景及び趣旨

次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項

新告示

- 四 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項
 - 1 市町村行動計画
 - (1) 地域における子育ての支援

ア 地域における子育て支援サービスの充実

- イ 保育サービスの充実
- ウ 子育て支援ネットワークづくり
- エ 子どもの健全育成
- (ア) 児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子ども の健全育成

(略)

あわせて、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推 進することが重要である。また、いじめ問題への対応や少年非行 等の問題を抱える子どもの立ち直り支援、保護者の子育て支援並 びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学 校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体 で対処することが重要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの 整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チーム を編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ま LV

(イ) 新・放課後子ども総合プラン

オ 地域における人材養成

カその他

- (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

ア 次代の親の育成

イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

- (ア) 確かな学力の向上
- (イ) 豊かな心の育成

(略)

また、いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待等に対応するため に、専門家等による相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係 機関との間のネットワークづくり等も重要である。

- (ウ) 健やかな体の育成
- (エ) 信頼される学校づくり
- (オ) 幼児教育の充実

ウ 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関す る過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけることが重要である。

また、スマートフォン等の新たな情報機器の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れやコミュニティサイト等に起因する福祉犯被害等が問題となっていることを踏まえ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)等に基づき、学校、PTA等の地域住民や関係機関・団体との連携・協力を強化し、青少年がインターネットを適切で安全・安心に利用できるようにするため、保護者に対するフィルタリング等の普及啓発を推進する必要がある。

さらに、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進することが重要である。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

- ア 良質な住宅の確保
- イ 良好な居住環境の確保
- ウ 安全な道路交通環境の整備

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進することが望ましい。また、生活道路等において、歩道の整備、車両速度を抑制するような物理的デバイスの設置等の対策を進め、歩車が共存する安全で安心な道路空間を創出すること等が望ましい。

また、<u>事故の危険性の高い通学路</u>において、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の創出を推進することが望ましい。

さらに、妊婦等に配慮した道路上の駐停車場所の確保等を図ることが望ましい。

- エ 安心して外出できる環境の整備
- オ 安全・安心まちづくりの推進等

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、 道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯 罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが重要である。

また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが重要である。

- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等
- (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進
- (7) 子どもの安全の確保
 - ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

る過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータソフト等が 販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア 上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、 子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関 ・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、 関係業界に対する自主的措置を働きかけることが重要である。

また、スマートフォン等の情報機器の普及とともに、<u>SNS</u>等に起因する<u>子どもの性</u>被害等が問題となっていることを踏まえ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携<u>協力体制を整備し</u>、青少年がインターネットを安全・安心に利用できるようにするため、保護者<u>及び青少年</u>に対するフィルタリングの普及啓発を推進することが重要である。

さらに、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進することが重要である。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

- ア 良質な住宅の確保
- イ 良好な居住環境の確保
- ウ 安全な道路交通環境の整備

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進することが望ましい。

また、生活道路等において、車両速度<u>の抑制、通過交通の進入抑制を図る</u>物理的デバイスの設置<u>及び歩道等の整備</u>等の対策を<u>ビッグデータを活用して</u>進め、歩車が共存する安全で安心な道路空間を創出すること等が望ましい。

また、<u>未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等</u>において、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の創出を推進することが望ましい。

さらに、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された安全で快適な自転車利用環境の創出を推進することが望ましい。

加えて、妊婦等に配慮した道路上の駐停車場所の確保等を図ることが望ましい。

- エ 安心して外出できる環境の整備
- オ 安全・安心まちづくりの推進等

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、 道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯 罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが重要である。

また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが重要である。

- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等
- (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進
- (7) 子どもの安全の確保
 - ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、児童館、 関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事 故防止対策を推進することが必要である。

(ア) 交通安全教育の推進

子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針(平成十年国家公安委員会告示第十五号)に基づき段階的かつ体系的に行うとともに、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成が重要である。

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの貸出制度、助成制度等を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが重要である。

(ウ) 自転車の安全利用の推進

子どもの自転車乗車時の乗車用へルメットの着用及び幼児同乗 用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用を推進すると ともに、少子化対策や子育て支援の観点から幼児二人同乗用自転 車の普及が促進されるよう、貸出制度、助成制度等の導入や拡充、 安全利用に係る情報提供等について推進することが重要である。

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが重要である。

- (ア) 住民の自主防犯行動を促進するための犯罪等に関する情報の提供の推進
- (イ) 子どもを犯罪等の被害から守るための関係機関・団体との情報 交換の実施
- (ウ) 学校付近や通学路等におけるPTA等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動等の安全対策の推進及び学校と警察との橋渡し役としてのスクールサポーターの活用の推進
- (エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための被害防止教育 の推進
- (オ) 子どもの安全確保等のために活動する防犯ボランティア等に対する支援

ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

いじめ、児童虐待、犯罪等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセー

未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策(令和元年六月十八日昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議決定。)を踏まえ、子どもを交通事故から守るため、警察、道路管理者、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。

(ア) 交通安全教育の推進

子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針(平成十年国家公安委員会告示第十五号)に基づき段階的かつ体系的に行うとともに、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成が重要である。

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの貸出制度、助成制度等を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが重要である。

(ウ) 自転車の安全利用の推進

子どもの自転車乗車時の乗車用へルメットの着用及び幼児同乗 用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用を推進すると ともに、少子化対策や子育て支援の観点から幼児二人同乗用自転 車の普及が促進されるよう、貸出制度、助成制度等の導入や拡充、 安全利用に係る情報提供等について推進することが重要である。

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

登下校防犯プラン(平成三十年六月二十二日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定)を踏まえ、子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが重要である。

- (ア) 住民の自主防犯行動を促進するための犯罪等に関する情報の提供の推進
- (イ) 子どもを犯罪等の被害から守るための関係機関・団体との情報 交換の実施
- (ウ) 学校付近や通学路等におけるPTA等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体<u>事業者等の多様な担い手</u>と連携したパトロール活動等の安全対策の推進及び学校と警察との橋渡し役としてのスクールサポーターの活用の推進
- (エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための被害防止教育 の推進
- (オ) 子どもの安全確保等のために活動する防犯ボランティア等に対 する支援

ウ被害に遭った子どもの保護の推進

いじめ、児童虐待、犯罪等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセー

リング、保護者に対する助言等学校や児童相談所等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。

(8) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

ア 児童虐待防止対策の充実

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所の介入を求めることが重要であり、このための関係機関との連携強化が望まれる。

(ア) 関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化

市町村における虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、地域の関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)の取組及び機能の強化が重要である。具体的には、協議会に、市町村(児童福祉、母子保健等の担当部局)、児童相談所、保健センター、保健所、児童委員、保育所及び児童家庭支援センターその他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関並びにNPO、ボランティア等の民間団体等幅広い関係者の参加を得ることが望ましい。

また、協議会の効果的な運営並びに市町村の虐待相談対応における組織的な対応及び適切なアセスメントを確保するため、要保護児童対策調整機関等の市町村の関係機関への専門性を有する職員の配置や、都道府県等が実施する講習会等への参加、児童相談所の持っている相談対応や援助の技術等を提供すること等を通じた市町村の相談体制等の強化及び資質の向上を図ることが望ましい。

さらに、市町村は、一時保護等の実施が適当と判断した場合に おける児童相談所長等への通知を始め、児童相談所の専門性や権 限を要する場合に児童相談所に適切に援助を求めるほか、都道府 県と相互に協力して、児童虐待による死亡事例等の重大事例の検 証を行うべきである。これらの取組を通じ、市町村は都道府県と の連携強化を図ることが望まれる。

(イ) 発生予防、早期発見、早期対応等

リング、保護者に対する助言等学校や児童相談所等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。

(8) 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

ア 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見、早期対応のため、身近な場所における継続的な支援を行い、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う子ども家庭総合支援拠点(児童福祉法第十条の二に規定する拠点をいう。以下同じ。)、母子健康包括支援センター、利用者支援事業(支援法第五十九条第一号に規定する事業をいう。以下同じ。)等により、地域における切れ目ない子育て支援を活用して虐待を予防するほか、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所へ事案を送致することや必要な助言を求めることが重要であり、このための関係機関との連携強化が望まれる。

(ア) 子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育でに関する理解が社会で広まるよう、母子健康包括支援センターや乳幼児健診の場、地域子育で支援拠点事業(児童福祉法第六条の三第六項に規定する事業をいう。以下同じ。)、保育所、学校等を活用して普及啓発活動を行う。また、保護者として監護を著しく怠ることは、ネグレクト(児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条第三号に規定する行為をいう。)に該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健診の機会等を活用し、周知することが望ましい。

- (イ) 児童虐待の発生予防、早期発見
- (ウ) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
 - ① 市町村における相談支援体制の強化 児童虐待防止対策体制総合強化プラン(平成三十年十二月十 八日児童虐待防止対策に関する関係省庁連絡会議決定。以下「新 プラン」という。)に基づき、子ども等に対する相談支援を行 う子ども家庭総合支援拠点の整備を行うことが重要である。
 - ② 関係機関との連携強化 児童虐待に迅速かつ的確に対応するためには、地域の関係機

(ウ) 社会的擁護施策との連携 イ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 ウ 障害児施策の充実等

2 都道府県行動計画

(1) 地域における子育ての支援

ア 地域における子育て支援サービスの充実

イ 保育サービスの充実

ウ 子育て支援のネットワークづくり

エ 子どもの健全育成

(ア) 児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子ども の健全育成

(略)

関が情報の収集及び共有により支援の内容を協議する要保護児 童対策地域協議会(以下「協議会」という。)の取組の強化が 重要である。

具体的には、協議会に、市町村の児童福祉、母子保健等の担当部局、児童相談所、保健センター、保健所、福祉事務所、児童委員、民生委員、保育所、認定こども園及び児童家庭支援センターその他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関、医師会、歯科医師会、婦人相談所、婦人相談員、配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター、NPO、ボランティア等の民間団体並びに生活困窮者自立支援制度等の庁内関係部局等幅広い関係者の参加を得ることが望ましい。

協議会においては、子どもの置かれた状況を含めた個別ケースに関し、その状況やアセスメントの情報を共有し、関係機関で役割分担の下、支援を行うとともに、その状況を定期的に確認する。こうした進行管理は、要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)が適切に行うべきである。

このため、調整機関及び子ども家庭総合支援拠点に専門的な知識及び技術を有する職員の計画的な人材確保、育成や、都道府県等が実施する研修・講習会等への参加を通じた市町村の体制の強化及び資質の向上を図り、協議会の効果的な運営並びに市町村の虐待相談対応における組織的な対応及び適切なアセスメントを確保することが重要である。

また、孤立した子育でによって虐待につながることのないよう、利用者支援事業、地域子育で支援拠点事業等の利用を促進するなど、子育で支援サービス等の地域資源の充実を図る。

さらに、転居ケース等における転居後の情報共有や引継ぎを 含め、児童相談所及び市町村の情報共有をより効率的かつ効果 的に行うため、情報通信技術(以下「ICT」という。)の活 用による情報共有を進めるべきである。

市町村は、一時保護等の実施が適当と判断した場合等、児童相談所の専門性や権限を要する場合には、遅滞なく児童相談所への事案送致や必要な助言を求めるべきである。さらに、都道府県と相互に協力して、児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証を行うべきである。

(エ) 社会的養護施策との連携

イ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

ウ 障害児施策の充実等

2 都道府県行動計画

(1) 地域における子育ての支援

ア 地域における子育て支援サービスの充実

イ 保育サービスの充実

ウ 子育て支援のネットワークづくり

エ 子どもの健全育成

(ア) 児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子ども の健全育成

(略)

また、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが重要である。さらに、いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える子どもの立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが重要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。

- (イ) 放課後子ども総合プラン
- オ 地域における人材養成
- (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
 - ア 次代の親の育成
 - イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
 - (ア) 確かな学力の向上
 - (イ) 豊かな心の育成

(略)

また、いじめ、暴力行為、不登校等に対応するために、専門家 等による相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間 のネットワークづくり等も重要である。

- (ウ) 健やかな体の育成
- (エ) 信頼される学校づくり
- (オ) 幼児教育の充実
- ウ 家庭や地域の教育力の向上
- エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけることが重要である。

また、スマートフォン等の<u>新たな</u>情報機器の普及とともに、<u>長時間利用による生活リズムの乱れやコミュニティサイト等に起因する福祉犯</u>被害等が問題となっていることを踏まえ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律等に基づき、学校、PTA等の地域住民や関係機関・団体との連携・協力を強化し、青少年がインターネットを適切で安全・安心に利用できるようにするため、保護者に対するフィルタリング等の普及啓発を推進する<u>必要が</u>ある。

さらに、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進することが重要である。

- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
 - ア 良質な住宅の確保
 - イ 良好な居住環境の確保
 - ウ 安全な道路交通環境の整備

また、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが重要である。さらに、いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える子どもの立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが重要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。

- (イ) 新・放課後プラン
- オ 地域における人材養成
- (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
 - ア 次代の親の育成
 - イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
 - (ア) 確かな学力の向上
 - (イ) 豊かな心の育成

(略)

また、いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待等に対応するために、専門家等による相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等も重要である。

- (ウ) 健やかな体の育成
- (エ) 信頼される学校づくり
- (オ) 幼児教育の充実
- ウ 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上
- エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する 過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、<u>コンピューターソフト</u>等が販 売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の 性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子ど もに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体 やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界 に対する自主的措置を働きかけることが重要である。

また、スマートフォン等の情報機器の普及とともに、SNS等に起因する子どもの性被害等が問題となっていることを踏まえ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力体制を整備し、青少年がインターネットを安全・安心に利用できるようにするため、保護者及び青少年に対するフィルタリングの普及啓発を推進することが重要である。

さらに、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、 学校及び家庭における情報モラル教育を推進することが重要である。

- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
 - ア 良質な住宅の確保
 - イ 良好な居住環境の確保
 - ウ 安全な道路交通環境の整備

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、 駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の 円滑化を推進することが必要である。

また、生活道路等において、都道府県公安委員会と道路管理者が連携し、信号機の新設・高度化、<u>歩道等の整備、</u>車両速度<u>を抑制するような</u>物理的デバイスの設置等の対策を進めるほか、最高速度三十キロメートル毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等の対策を行い、歩車が共存する安全で安心な道路空間を創出すること等が重要である。

さらに、事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備等、 安全・安心な歩行空間の創出を推進することが望ましい。

加えて、妊婦等に配慮した道路上の駐停車場所の確保等について推進することが重要である。

エ 安心して外出できる環境の整備

オ 安全・安心まちづくりの推進等

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、 道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯 罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが重要である。

また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが重要である。

- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等(長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む)
- (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進
- (7) 子ども等の安全の確保
 - ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、市町村、保育所、学校、児童館、 関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事 故防止対策を推進することが必要である。

(ア) 交通安全教育の推進

子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型 の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき段階的かつ体系的に 行うことが必要である。

また、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通 安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指 導者の育成を図るとともに、地域における交通事故を様々な角度 から総合的・科学的に調査・分析し、事故の発生要因等に応じた 効果的な事故防止対策を策定することが重要である。

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの貸出制度、助成制度等を

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、 駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の 円滑化を推進することが必要である。

また、生活道路等において、都道府県公安委員会と道路管理者が連携し、信号機の新設・高度化、並びにビッグデータを活用した車両速度の抑制、通過交通の進入抑制を図る物理的デバイスの設置及び歩道等の整備等の対策を進めるほか、最高速度三十キロメートル毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等の対策を行い、歩車が共存する安全で安心な道路空間を創出すること等が重要である。

また、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等において、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の創出を推進することが望ましい。

さらに、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された安全で快適な 自転車利用環境の創出を推進することが望ましい。

加えて、妊婦等に配慮した道路上の駐停車場所の確保等について推進することが重要である。

エ 安心して外出できる環境の整備

オ 安全・安心まちづくりの推進等

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、 道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯 罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが重要である。

また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが重要である。

- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等(長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む)
- (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進
- (7) 子ども等の安全の確保
 - ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策を踏まえ、子どもを 交通事故から守るため、市町村、道路管理者、保育所、学校、児童館、 関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故 防止対策を推進することが必要である。

(ア) 交通安全教育の推進

子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の 交通安全教育を交通安全教育指針に基づき段階的かつ体系的に行う ことが必要である。

また、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成を図るとともに、地域における交通事故を様々な角度から総合的・科学的に調査・分析し、事故の発生要因等に応じた効果的な事故防止対策を策定することが重要である。

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの貸出制度、助成制度等を積極的に実

積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用し やすい環境づくりを進めることが重要である。

(ウ) 自転車の安全利用の推進

子どもの自転車乗車時の乗車用へルメットの着用及び幼児同乗 用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用を推進すると ともに、少子化対策や子育て支援の観点から幼児二人同乗用自転 車の普及が促進されるよう、貸出制度、助成制度等の導入や拡充、 安全利用に係る情報提供等について推進することが重要である。

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが重要である。

- (ブ) 住民の自主防犯行動を促進するための犯罪等に関する情報の提供の推進
- (イ) 子どもを犯罪等の被害から守るための関係機関・団体との情報 交換の実施
- (ウ) 学校付近や通学路等における PTA等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動等の安全対策の推進及び学校と警察との橋渡し役としてのスクールサポーターの活用の推進
- (エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための被害防止教育の 推進
- (オ) 子どもの安全確保等のために活動する防犯ボランティア等に対す る支援

ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

いじめ、児童虐待、犯罪等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校や児童相談所等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。

(8) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

ア 児童虐待防止対策の充実

児童虐待から子どもを守るためには、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策を講ずることが重要である。また、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制の充実が重要である。

- (ア) 児童相談所の体制の強化
- (イ) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

児童相談所と市町村その他の関係機関との適切な役割分担及び それに基づく適切な対応を図るため、児童相談所は、市町村を始め、保健センター、保健所、保育所及び児童家庭支援センターそ 施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが重要である。

(ウ) 自転車の安全利用の推進

子どもの自転車乗車時の乗車用へルメットの着用及び幼児同乗 用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用を推進すると ともに、少子化対策や子育て支援の観点から幼児二人同乗用自転 車の普及が促進されるよう、貸出制度、助成制度等の導入や拡充、 安全利用に係る情報提供等について推進することが重要である。

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

登下校防犯プランを踏まえ、子どもを犯罪等の被害から守るため、 次の施策を講ずることが重要である。

- (ア) 住民の自主防犯行動を促進するための犯罪等に関する情報の提供の推進
- (イ) 子どもを犯罪等の被害から守るための関係機関・団体との情報 交換の実施
- (ウ) 学校付近や通学路等における P T A 等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体、事業者等の多様な担い手と連携したパトロール活動等の安全対策の推進及び学校と警察との橋渡し役としてのスクールサポーターの活用の推進
- (エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための被害防止教育の推進
- (オ) 子どもの安全確保等のために活動する防犯ボランティア等に対 する支援
- ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

いじめ、児童虐待、犯罪等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校や児童相談所等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。

(8) 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

ア 児童虐待防止対策の充実

児童虐待から子どもを守るためには、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目ない総合的な対策を講ずることが重要である。また、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制の充実が重要であり、「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」(平成三十年七月六日付け子発〇七〇六第一号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「推進計画策定要領」という。)の規定するところのほか、以下の事項に沿って、市町村とも連携しつつ都道府県において計画を策定して推進することが望ましい。

- (ア) 子どもの権利擁護
- (イ) 児童虐待の発生予防・早期発見

都道府県は、妊娠等に関して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備等の支援を行うことが重要である。また、医療機関等と市町村との連携及び情報共有により、養育支援を必要とする子どもや

の他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関並びに 婦人相談所その他の関係機関との連携を強化することが望ましい。 また、都道府県は、対応が困難なケースには児童相談所が主体的 に関与することを前提として、ケースに関する市町村との積極的な 情報共有、支援方針の協議などの協働に努めるとともに、協議会に おける児童相談所の積極的な助言及び協議会関係者向けの研修の実 施や、市町村の相談体制の強化を図るため、児童相談所の持ってい る相談対応や援助の技術等を提供すること等により、協議会及び市 町村の機能強化や効果的運営を支援することが望ましい。

さらに、居住実態が把握できない子どもについて、市町村から児 童相談所に対応を求められた場合には、医療・福祉・教育・警察等 の関係機関と情報を共有するとともに、出頭要求や臨検、捜索等の 活用を含め、子どもの安全確認・安全確保のための対応を行うこと が重要である。

(ウ) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

イ 社会的養育の充実・強化

ウ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

エ 障害児施策の充実等

五 一般事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

六 一般事業主行動計画の内容に関する事項

1 雇用環境の整備に関する事項

- 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項
- (1) 子育てバリアフリー
- (2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する活動の支援

イ 子どもの体験活動等の支援

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

子どもを交通事故から守るため、労働者を地域の交通安全活動に積極的に参加させるなど、当該活動を支援するとともに、業務に使用する自動車の運転者に対する交通安全教育、チャイルドシートの貸出し等、企業内における交通の安全に必要な措置を実施する。

エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援のためのボランティア活動等への労働者の積極的な参加を支援する。

- (3) 企業内における「子ども参観日」の実施
- (4) 企業内における学習機会の提供等による家庭の教育力の向上
- (5) 若年者の安定就労や自立した生活の促進
- 七 特定事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

特定事業主行動計画の内容に関する事項

妊婦の家庭を把握し、市町村等による必要な支援につなげるため、 必要な環境整備や市町村等の取組への支援を行うことが重要であ る。

児童相談所と市町村その他の関係機関との適切な役割分担及び連携を図るため、児童相談所は、市町村の児童福祉、母子保健等の担当部局、保健センター、保健所、福祉事務所、児童委員、民生委員、保育所、認定こども園及び児童家庭支援センターその他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医師(産科医、小児科医、精神科医、法医学者等)、歯科医師、婦人相談所、婦人相談員、配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター、NPO、ボランティア等の民間団体並びに生活困窮者自立支援制度等の庁内関係部局の関係者との連携を強化することが望ましい。

また、都道府県は、対応が困難なケースには児童相談所が主体的に 関与することを前提として、ケースに関する市町村との積極的な情報 共有、支援方針の協議等の協働に努める。協議会における児童相談所 の積極的な助言及び協議会関係者向けの研修の実施等により、協議会 の機能強化や効果的運営を支援することが望ましい。

加えて、全国児童相談所共通ダイヤル「189(いちはやく)」の 周知や、SNS等を活用した相談・支援につながりやすい仕組みづく りを進めるとともに、女性に対する暴力をなくす運動の機会を捉え、 DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発活動を推進することが重要 である。

(ウ) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応(児童相談所の体制強化等)

イ 社会的養育の充実・強化

- ウ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- エ 障害児施策の充実等
- 五 一般事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 六 一般事業主行動計画の内容に関する事項
 - 1 雇用環境の整備に関する事項
 - 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項
 - (1) 子育てバリアフリー
 - (2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する活動の支援

イ 子どもの体験活動等の支援

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

子どもを交通事故から守るため、労働者を地域の交通安全活動に積極的に参加させるなど、当該活動を支援するとともに、業務に使用する自動車の運転者に対する交通安全教育、チャイルドシートの貸出し等、企業内における交通の安全に必要な措置を実施する。

エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民 等の自主防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援のためのボランティ ア活動等への労働者の積極的な参加を支援する。

- (3) 企業内における「子ども参観日」の実施
- (4) 企業内における学習機会の提供等による家庭の教育力の向上
- (5) 若年者の安定就労や自立した生活の促進
- 七 特定事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

八 特定事業主行動計画の内容に関する事項

(略)

- 1 勤務環境の整備に関する事項
- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) 超過勤務の縮減

超過勤務の縮減について、これまでの労働時間短縮対策を更に進め、一層の取組を進めていく必要があり、次に掲げる措置を実施する。国の機関については、人事院が「超過勤務の縮減に関する指針」に定める超過勤務の上限の目安時間(一年につき三百六十時間)を超えて勤務させないように努めること等を通じ、超過勤務時間を最小限にとどめる。アーオ (略)

(6) 休暇の取得の促進

(略)

ア 年次休暇の取得の促進

計画的な年次休暇の取得促進を図るため、各職場の実情に応じ、四半期ごと等の年次休暇の計画表の作成及び職場の業務予定の職員への早期周知を図る等、年次休暇を取りやすい雰囲気の醸成や環境整備を行う。この場合、目標を定めて実施することが望ましい。 (略)

イ 連続休暇等の取得の促進

ゴールデンウィーク期間、夏季(七月から九月まで)等における連続休暇、職員及びその家族の誕生日等の記念日や子どもの学校行事等、家族との触れ合いのための年次休暇等の取得の促進を図る。

ウ (略)

(7) テレワーク等の推進

在宅勤務やテレワーク (情報通信技術 (ICT) を活用した場所にとらわれない働き方)等は、職住近接の実現による通勤負担の軽減に加え、多様な働き方の選択肢を拡大するものであり、仕事と子育ての両立のしやすい働き方である点に着目し、その導入の推進を図る。

 $(8) \sim (11)$ (略)

2 (略)

(略)

1 勤務環境の整備に関する事項

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 超過勤務の縮減

超過勤務の縮減について、これまでの労働時間短縮対策を更に進め、 一層の取組を進めていく必要があり、次に掲げる措置を実施する。国の 機関については、人事院規則一五一一四(職員の勤務時間、休日及び休 暇)で定める超過勤務命令の上限が設定されていることを踏まえ、超過 勤務時間を最小限にとどめる。

ア~オ (略)

(6) 休暇の取得の促進

(略)

ア 年次休暇の取得の促進

計画的な年次休暇の取得促進を図るため、<u>原則として年初において</u>年次休暇等の計画表を作成することとし、職場の業務予定の職員への早期周知を図る<u>など、各職場の実情に応じ</u>、年次休暇を取りやすい雰囲気の醸成や環境整備を行う。この場合、目標を定めて実施することが望ましい。

(略)

イ 連続休暇等の取得の促進

計画表を活用し、ゴールデンウィーク期間、夏季(七月から九月まで)等における連続休暇、職員及びその家族の誕生日等の記念日や子どもの学校行事等、家族との触れ合いのための年次休暇等の取得の促進を図る。

ウ (略)

(7) テレワーク等の推進

テレワーク等は、職住近接の実現による通勤負担の軽減に加え、多様な働き方の選択肢を拡大するものであり、仕事と子育ての両立のしやすい働き方である点に着目し、その導入の推進を図る。

 $(8) \sim (11)$ (略)

2 (略)